

羽島市第六次総合計画
後期実施計画（案）

2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度

将来都市像

「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」

2020（令和 2）年 月

目 次

第1章 実施計画の概要	1
1 計画の構成と期間	1
2 実施計画の特徴	2
3 実施計画に掲載する事業	2
第2章 まちづくり重点戦略	5
戦略1 あらゆる人々が成長・活躍するまちづくり	6
戦略2 いきいきと安心して暮らせるまちづくり	7
戦略3 次代につながる産業・基盤づくり	8
第3章 分野別計画	10
I 子育て・学び ～次世代を育むまち～	10
II 健幸福祉・医療 ～共に支え健やかに暮らすまち～	31
III 産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～	50
IV 市民生活・環境 ～安全・安心、環境にやさしいまち～	69
V 都市基盤 ～便利で快適なまち～	92
計画の推進方策	107
羽島市第六次総合計画後期実施計画における目標指標の定義	125

第 1 章 実施計画の概要

1 計画の構成と期間

羽島市第六次総合計画は、「基本構想」及び「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

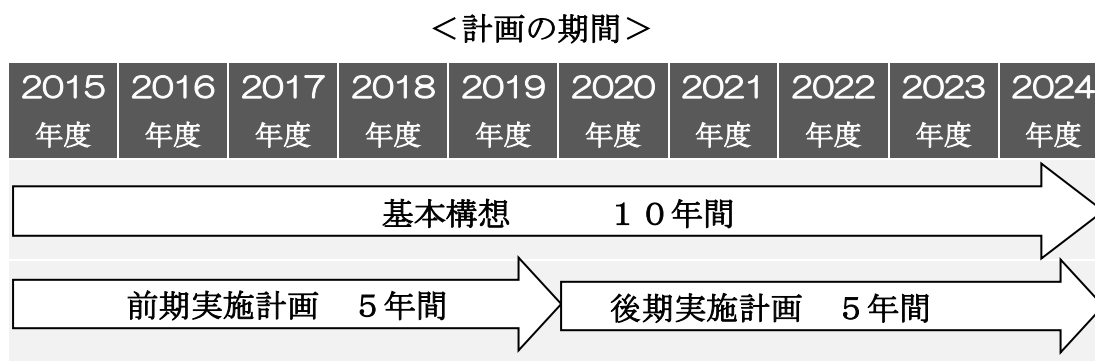
基本構想は、長期的な視点から、まちの将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開する施策の大綱を示します。

計画期間は、2015（平成 27）年度から 2024（令和 6）年度までの 10 年間とします。

(2) 実施計画

実施計画は、基本構想に定める将来像を実現するために取り組む施策・事業について、施策単位に目標指標を設定しながら体系別に示します。

実施計画の計画期間は、前期 5 年間、後期 5 年間とします。後期実施計画の計画期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までとします。



なお、計画期間中において、社会情勢や経済情勢の変化などにもとない、計画の見直しが必要となった場合には、その都度見直しを行います。

2 実施計画の特徴

羽島市第六次総合計画後期実施計画は、人口減少や少子化・高齢化への対応、社会資本の老朽化対策等、全国の自治体が共通して抱える課題に加え、市の独自課題への対応を図ることとし、人とまちを共に育み、安心して暮らせる羽島市を実現していくための指針として、次の点を特徴としています。

①SDGs^{※1}及び Society5.0^{※2}の視点を踏まえた計画

SDGs に定める 17 のゴールと 169 のターゲット及び情報通信技術等を活用した社会システムである Society5.0 を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。

②重点的に実施する施策・事業を位置付ける計画

市が抱える課題に対応するため、重点的に取り組む施策・事業を明らかにすることにより、将来都市像の実現に向け、効果的な施策展開を図ります。

③連携・協働によるまちづくりを推進する計画

市民等との協働・共創によるまちづくりを一層推進するため、市民等と行政の共通の目標となるよう、それぞれの役割分担を踏まえた分かりやすい計画とします。

④中長期的な財政計画に基づく実効性のある計画

中長期的な財政計画に基づき、事業の緊急性、実現性、発展性、継続性等の観点により施策・事業の選択と集中を進め、総花的ではない実効性のある計画とします。

⑤「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を合わせた計画

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての性質を合わせ持つ計画とします。

3 実施計画に掲載する事業

羽島市第六次総合計画後期実施計画には、市が主体的に取り組む事業、国・県が事業主体で市が財政的に関与する事業、市が市民や団体等へ財政面等で支援を行う事業等のうち、基本構想に掲げる将来都市像を具現化する事業として、計画期間内に優先的に実施する事業を掲載しています。

用語説明

※1 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるもの。

国では、2016（平成 28）年 5 月に内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げ、SDGs のゴールとターゲットのうち特に注力すべきものを示した 8 つの優先課題について、国内及び国外で施策を実施しています。

SDGs のロゴ（17 のゴール）



SDGs8 つの優先課題

- 1 あらゆる人々の活躍の推進
- 2 健康・長寿の達成
- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

※2 Society 5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上 5 番目の新たな社会（超スマート社会）。IoT（「Internet of Things」の略で様々な物がインターネットにつながること）、ロボット、人工知能（AI（「Artificial Intelligence」の略））、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。

第2章 まちづくり重点戦略

前期実施計画では、将来都市像である「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を具現化するため「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」「安心して快適に暮らせるまちづくり」の3つを「まちづくり重点戦略」とし、事業を実施してきました。

2018（平成30）年に実施した『「羽島市第六次総合計画実施計画【後期】」策定に関する市民アンケート調査※1』結果によれば、「今後、羽島市がめざすべきまちづくりの方向性」として「だれもが元気に暮らせる保健・医療・福祉の充実」「結婚・出産・育児がしやすいまちづくり」「企業活動支援や企業誘致の促進によるまちの活力づくり」が上位にあげられています。

また、市民が「特に幸せを感じる分野」として「安全・安心な生活を送る」「子どもの健やかな成長」「生涯にわたっていきいきと健康に過ごすことができる」が上位にあげられています。

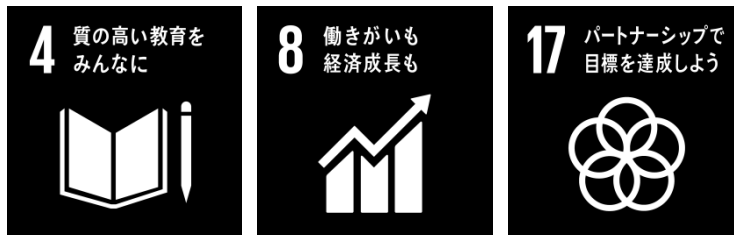
国のSDGsの取組みや、本市のこれまでの取組み及び市民の意向を踏まえ、後期実施計画では「あらゆる人々が成長・活躍するまちづくり」「いきいきと安心して暮らせるまちづくり」「次代につながる産業・基盤づくり」の3つをまちづくり重点戦略とし、戦略に資する事業を重点事業として位置付けます。

この重点戦略の推進にあたっては、人工知能（AI）やIoT等の技術を活用するSociety5.0の観点を踏まえ、効率的かつ効果的な取組みに努めます。

戦略1 あらゆる人々が成長・活躍するまちづくり

子どもや若者、女性、地域の大人、障がい者等、あらゆる人々が成長・活躍できるまちをめざします。

(関連する主な SDGs のゴール)



※上記のアイコンは、SDGs (国連サミットで採択された国際社会全体の 17 のゴール)のうち、本項目に関連のあるものを示しています。(以下、同じ。)

【重点事業】

○次代の人材の育成

(Ⅰ子育て・学び 1 子育て ④晩婚化・非婚化対策)

○情報教育の推進

(Ⅰ子育て・学び 2 学校教育 ②社会や時代の変化に応じた教育の充実)

○児童生徒への相談・支援事業

(Ⅰ子育て・学び 2 学校教育 ③一人ひとりに応じたきめ細かな指導)

○教育環境の充実

(Ⅰ子育て・学び 2 学校教育 ⑤教育施設・設備の整備)

○コミュニティ・スクール^{※2}の推進

(Ⅰ子育て・学び 3 地域教育 ①家庭、地域等と連携した教育の推進)

○障がい者の雇用促進

(Ⅱ健福祉・医療 3 障がい者福祉 ①障がい者の自立支援)

○若者の就労支援

(Ⅲ産業・交流 2 商工業 ②人材の確保・育成)

○子育て支援企業認証・表彰制度の実施

(Ⅲ産業・交流 2 商工業 ③働きやすい環境整備)

○市とつながりのある人材創出

(Ⅲ産業・交流 4 観光・交流 ③関係人口等の創出)

○活動拠点の整備

(計画の推進方策 1 市民協働 ②市民活動の支援)

○自分ごと会議の実施

(計画の推進方策 3 開かれた行政 ①市民との情報共有)

戦略2 いきいきと安心して暮らせるまちづくり

誰一人として取り残されることがなくいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

(関連する主な SDGs のゴール)



【重点事業】

○子どもの安全の確保

(Ⅰ子育て・学び 1 子育て ③健全な子育てに向けた支援)

○地域包括ケアシステム※³の深化・推進

(Ⅱ健幸福祉・医療 1 地域福祉 ①支え合い・助け合いの推進)

○虐待・DV・自殺防止対策の推進

(Ⅱ健幸福祉・医療 1 地域福祉 ①支え合い・助け合いの推進)

○権利擁護に関する取組みの推進

(Ⅱ健幸福祉・医療 1 地域福祉 ①支え合い・助け合いの推進)

○高齢者の健康づくり事業

(Ⅱ健幸福祉・医療 2 高齢者福祉 ①高齢者の健康づくり・社会参加の促進)

○健康づくりの推進

(Ⅱ健幸福祉・医療 5 健康づくり ①健康づくりへの支援)

○特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施促進

(Ⅱ健幸福祉・医療 5 健康づくり ②各種検診(健診)・予防の充実)

戦略3 次代につながる産業・基盤づくり

持続可能で強靱な社会にするため、次の世代につながる産業や基盤づくりを進めます。

（関連する主な SDGs のゴール）



【重点事業】

- 市特産品の育成
（Ⅲ産業・交流 1 農業 ②新たな農業への転換支援）
- スマート農業※4の推進
（Ⅲ産業・交流 1 農業 ②新たな農業への転換支援）
- 生産性向上支援
（Ⅲ産業・交流 2 商工業 ①経営基盤の強化）
- 新たな企業立地可能用地の創出
（Ⅲ産業・交流 3 企業誘致 ①企業立地可能用地の創出）
- 防災拠点の強化
（Ⅳ市民生活・環境 1 防災 ②災害への備え）
- 次期ごみ処理施設整備事業の推進
（Ⅳ市民生活・環境 6 ごみ・し尿処理 ②ごみ処理体制の整備）
- 都市計画道路本田加賀野井線の整備
（Ⅴ都市基盤 1 道路 ①幹線道路の整備）
- 橋梁の長寿命化
（Ⅴ都市基盤 1 道路 ④計画的な維持管理及び道路環境の整備）
- 管路整備事業
（Ⅴ都市基盤 4 上水道 ①水道施設の更新・整備）
- 公共施設等の総合的な管理の推進
（計画の推進方策 4 行財政運営 ②公有資産マネジメント）

これらのほか、内部管理的な事項として、次の事業を重点事業に位置付けます。

【重点事業】

○病院事業経営の健全化

(Ⅱ 健康福祉・医療 6 地域医療 ①地域医療体制の維持)

○下水道の公営企業会計化

(Ⅴ都市基盤 5 下水道 ③下水道事業の安定的な運営)

○利便性の高い窓口環境の整備

(計画の推進方策 3 開かれた行政 ②市民の利便性向上)

○情報通信技術等を活用した市民サービスの充実

(計画の推進方策 3 開かれた行政 ②市民の利便性向上)

用語説明

※1 「羽島市第六次総合計画実施計画【後期】」策定に関する市民アンケート調査

2018（平成 30）年 8 月に羽島市第六次総合計画後期実施計画の策定に当たり、広く市民の意見・意向を計画に反映することを目的に実施。

対象者は、無作為に抽出した羽島市在住 18 歳以上の市民 2,000 人。郵送によるアンケート用紙の配布及び回収を実施。有効回答率は、46.2%。

※2 コミュニティ・スクール

家庭や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。

※3 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が提供される仕組み。

※4 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT^{※5}）を活用して、省力化、高品質生産等を推進する農業。

※5 ICT

「Information and Communication Technology」の略で、日本語の意味は「情報通信技術」。

第3章 分野別計画

I 子育て・学び ～次世代を育むまち～

分 野	施 策
1 子育て	① 母子保健の充実 ② 保育サービスの充実 ③ 健全な子育てに向けた支援 ④ 晩婚化・非婚化対策
2 学校教育	① 豊かな心を育む教育の推進 ② 社会や時代の変化に応じた教育の充実 ③ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導 ④ 教員の資質向上 ⑤ 教育施設・設備の整備
3 地域教育	① 家庭、地域等と連携した教育の推進 ② 健全な青少年の育成 ③ 地域への愛着の醸成
4 生涯学習	① 生涯学習機会の充実 ② 芸術・文化の振興
5 生涯スポーツ	① スポーツ参加機会の充実 ② 選手の育成 ③ 体育施設・設備の整備

1 子育て

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、2013(平成 25) 年から子育て応援 Web サイト「イクナビ」、2017(平成 29)年から母子健康手帳アプリを活用した情報発信を行うとともに、2018(平成 30)年に子育て世代包括支援センター※1として「羽島市子育て相談センター(愛称：羽っぴい)」を設置し、総合的な相談支援体制の充実を図りました。

また、健やかな出産に向けた健康診査費用の助成や産後ケアの実施及び乳幼児の健康診査、訪問、相談等乳幼児の成長発達への支援を行っています。

さらに、仕事と育児が両立できるよう、放課後児童教室の受入れ対象を小学 6 年生まで拡大するとともに、各種保育サービスの充実に努めてきました。

子育て期における、心身の健康保持と生活の安定を図るため、手当の支給や医療費の助成、保育料の軽減などにより経済的な支援にも努めてきました。

課題

本市では、近年、未婚率の上昇や晩婚化の進展が課題となっており、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶え、安心して結婚・出産・子育てができる環境整備が必要です。

また、家庭における経済的困窮や養育能力の低下などの理由により、児童虐待や子どもの貧困が社会的な問題になっていることから、関係機関との連携により、発生予防や早期発見に努めていく必要があります。

施策の方針

結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して出産し、子育てしやすい環境づくりに努めます。

主要施策

① 母子保健の充実

●健やかな出産の支援

妊娠期から出産までの健康診査費用の助成や父親の育児参加を促すための教室を実施します。

●産後ケア

出産後、体調不良や育児不安等があり、家族等から支援が十分に受けられない母親と生後4カ月までの乳児が、産科医療機関等で宿泊しながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けるサービスを提供します。

●こんにちは赤ちゃん事業

保健師等が、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供します。

●乳幼児の成長発達への支援

乳幼児を対象に健康診査、訪問相談、各種教室等を行い、子の成長発達を把握し、関係機関で連携し、子育て支援を行います。

② 保育サービスの充実

●幼稚園・保育園等への運営支援

小学校に入学するまでの乳幼児の保育のほか、障がいのある乳幼児の受入れ、一時預かり保育を充実させ、適切な幼児教育・保育の環境を確保するよう努めます。

●延長保育事業

市内保育園・認定こども園11施設すべてで延長保育を継続して実施するよう努め、保護者が安心して就労できる状況をめざします。

●幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍する市内在住の子どもの幼児教育・保育費用のうち、年少児以上の利用者負担額を無償化します。

③ 健全な子育てに向けた支援

●子どもの預かり支援事業

社会環境の変化や価値観、就業形態の多様化にともなう個々のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った一時預かりサービスや病児・病後児保育事業による支援に努めます。

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供などを行う場を提供します。

●子どもへの医療費支援

乳幼児等やひとり親家庭等の保険適用内医療費の自己負担分を助成し、子育て期における医療費負担を軽減します。

●子どもの貧困対策

子どもの貧困状況を把握し、経済的に厳しい状況にある家庭に対する支援として学用品や給食の支給、親の就業を促すための支援などを行います。

●子どもの安全の確保 **戦略2 重点事業**

子どもの虐待や家庭内暴力等を予防するとともに、早期発見を図り、安心・安全な生活を確保します。

●放課後の児童の居場所の確保

放課後等に保護者が就労等により家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

●子育て世代包括支援センターの運営

妊娠・出産・子育て期の様々な相談を受け、必要な支援をコーディネートします。

戦略〇重点事業

まちづくり重点戦略に資する事業であることを示しています。(以下、同じ。)

④ 晩婚化・非婚化対策

●若者の婚活支援

婚活イベントを開催し、出会いの場を提供します。

●次代の人材の育成 **戦略1 重点事業**

性や命の尊さ、妊娠・出産等に関する教育、幼児とふれあう機会を通して、自らの成長を振り返り、将来、家族の一員として、また自らが子育てに関わっていきけるよう意識の醸成を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
妊婦健康診査の受診率	73.4% (2018 年度)	80.0% (2024 年度)
保育園・認定こども園の待機児童数	0 人 (2019 年 4 月 1 日)	0 人 (2025 年 4 月 1 日)
病児保育・病後児保育利用件数	253 件 (2018 年度)	350 件 (2024 年度)
子育て世代包括支援センターへの相談件数	27 件 (2018 年度)	45 件 (2024 年度)

○現状値（基準時点）

基準時点における指標の値を示しています。（以下、同じ。）

○目標値（目標時点）

目標時点における指標の値を示しています。（以下、同じ。）

協働の考え方（期待される市民等の役割）

保護者は、教育者としての自覚を持ち、子どもの育成に責任を持つとともに、子どもとのコミュニケーションを大切にし、子育てする喜びを実感します。

また、地域は、地域ぐるみで子どもに関心を持ち、子どもを見守り、子育てを応援します。

用語説明

※1 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うワンストップ相談窓口。

2 学校教育

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

情報通信技術の発展やグローバル化^{※1}が進み、少子化・高齢化など社会が急激に変化する中、未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進が求められており、本市では教育の基本理念として「次代の羽島を創造する人づくり～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現をめざして～」を掲げています。

この実現に向け、2017（平成 29）年 4 月から桑原小・中学校が桑原学園として義務教育学校に移行し、市内全校で小中一貫教育を推進してきました。

また、理数科教育や英語教育の充実を図るとともに、ラーニングサポーターや特別支援教育サポーター等を配置し、きめ細かな指導を行ってきました。

2014（平成 26）年には「子どものいじめ防止に関する条例」を制定し、いじめを深刻化させないよういじめの防止や早期発見、対処、不登校児童生徒への支援を図り、学校と各機関が連携して対応しています。

学校施設については、屋内運動場等の非構造部材^{※2}の耐震化や普通教室等のエアコンの設置、無線通信システムの整備など環境の整備を進めるとともに、市内すべての中学校に武道場の建設・整備を行いました。

課題

児童生徒の問題行動の低年齢化、いじめや不登校、家庭環境の多様化等を受け、広い視野を持ち、自ら考え、問題を解決していく「生きぬく力」を培っていくことが求められています。知・徳・体をバランスよく育てるため、知識や技術の習得、判断力や表現力の育成に加え、学校と家庭、地域が連携・協働していく必要があります。

また、老朽化が進む学校施設の保全・改修、トイレの洋式化など快適な学校生活の確保が求められるとともに、超スマート社会（Society5.0^{※3}）を見据えた教育の情報化の推進、情報化に関する基盤整備が課題となっています。

施策の方針

主体的に学び自分で将来を切り拓く力（自立力）、多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく力（共生力）、可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる力（自己実現力）を身に付ける教育を進めます。

また、老朽化が進む学校施設・設備の維持修繕や社会情勢に合わせた整備を計画的に行います。

主要施策

① 豊かな心を育む教育の推進

●道徳教育の推進

豊かな人間性を育むために、心の教育、道徳教育の充実を図り、自己を見つめる力と他者を思いやる心等を育成します。また、すべての人の人権を尊重していくため、人権教育を推進します。

② 社会や時代の変化に応じた教育の充実

●英語教育の充実

グローバル化の進展の中で、求められる英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の向上をめざし、児童生徒の「英語 4 技能^{※4}」をバランスよく育成する教育を推進します。

●情報教育の推進 **戦略 1 重点事業** **Society5.0**

児童生徒が科学技術・情報技術やものづくりに対する知的好奇心を高める教育を推進します。また、子どもたちの可能性を広げるためにプログラミング教育^{※5}を実施します。さらに、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動及び家庭におけるインターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を実施します。

●情報化に関する基盤整備 **Society5.0**

効果的で分かりやすい授業を進めるため、ICT^{※6}機器の導入について検討し、整備に努めるとともに、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

Society5.0

Society5.0 に資する事業であることを示しています。（以下、同じ。）

③ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導

●小中一貫教育の推進

義務教育 9 年間を見通した系統的な学習指導や生活指導を実施し、さらなる学力の向上や豊かな人間性の育成をめざします。

●児童生徒への相談・支援事業 **戦略 1 重点事業**

支援が必要な児童生徒に対し、ラーニングサポーターや特別支援教育サポーター、スクールソーシャルワーカー等を配置し、きめ細かな指導・支援を行います。

●部活動指導員配置促進事業

教職員の働き方改革や生徒への専門的な指導を目的に、部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減や生徒への指導力の向上を図ります。

●小学校水泳授業の民間委託

水泳授業の実施を民間事業者に委託することにより、専門的な指導員による児童への水泳指導を行います。

④ 教員の資質向上

●「研究指定校」制度の推進

「研究指定校」を設け、各学校が課題としていることや国や県の教育施策を捉え、先進的な取組みを研究実践し、授業公開を通して指導力の向上を図ります。

⑤ 教育施設・設備の整備

●教育環境の充実 **戦略 1 重点事業**

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備します。

●トイレ改修事業

社会環境の変化にともなうニーズに対応するため、市内公立学校のトイレの洋式化を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	小学生 83.1% 中学生 80.9% (2018 年度)	小学生 86.1% 中学生 83.9% (2024 年度)
CEFR ^{※7} の A1 レベル相当(英検 3 級等) 以上の英語力を有する中学生の割合	23.7% (2019 年 3 月 31 日)	50.0% (2025 年 3 月 31 日)
プログラミング授業の実施の割合	小学校 11% 中学校 100% (2018 年度)	小学校 100% 中学校 100% (2024 年度)
特別支援教育サポーター・障害児介助 員数	26 人 (2019 年 3 月 31 日)	31 人 (2025 年 3 月 31 日)
洋式便器の割合が 50%以上の学校数	4 校 (2019 年 3 月 31 日)	13 校 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

学校行事に積極的に参加し、児童生徒の安全確保や学校運営に協力します。

用語説明

※1 グローバル化

国や地域といった垣根を超えて世界的に資本（お金・モノなど）や人材、情報等のやり取りが行われること。

※2 非構造部材

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

※3 Society 5.0

P4 参照。

※4 英語 4 技能

「聞く」「読む」「話す」「書く」の 4 つのスキル。

※5 プログラミング教育

コンピュータが情報を処理するためのプログラムを設計する思考（論理的に考えていく力）を養う教育。

※6 ICT

P9 参照。

※7 CEFR

「Common European Framework of Reference for Languages」の略で、ヨーロッパ言語共通参照枠のこと。外国語の運用能力を測る国際的な指標。

3 地域教育

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

次世代を担うにふさわしい、心豊かな人間性と社会性を身に付けた児童生徒の育成のため、2017（平成 29）年度にコミュニティ・スクール^{※1}を立ち上げ、家庭、地域、学校が一体となって児童生徒を見守る体制づくりを進めてきました。

ひとり親家庭の子どもに対し、大学生等のボランティアが学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせるとともに、支援ボランティアとの交流を通して健全な育成に努めました。

また、子どもの健全育成に大きな役割を果たす保護者に対し、家庭教育に対する学習機会や仲間づくりの場を提供しています。

青少年に対しては、非行防止と健全育成に努めるため、相談業務や街頭補導等を積極的に行って来ました。

課題

健全な子どもを育成するため、地域の大人自身が知識や経験を広げるとともに家庭、地域、学校等がより一層連携を深めていく必要があります。

また、子どもたちが地域を知り、地域の行事等に参加し、活躍できるよう、ふるさと教育の推進が必要です。

施策の方針

心豊かな人間性と社会性を身に付けた青少年の育成のため、コミュニティ・スクールを生かし、家庭、地域、学校及び企業と連携した教育を推進します。

また、地域の歴史や文化を認識し、地域に誇りが持てるような教育活動の推進を図ります。

主要施策

① 家庭、地域等と連携した教育の推進

●家庭教育の推進

子どもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に対し、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、保護者としての資質向上を図ります。

●学習支援事業

ひとり親家庭の小・中学生に対し、大学生等のボランティアによる学習支援を通じ、学習の習慣化と健全な育成を図ります。

●子ども食堂活動への支援

食事の提供を通して子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりを推進する団体に対して、その活動を支援します。

●コミュニティ・スクールの推進 **戦略1重点事業**

学校と家庭、地域のつながりを一層深め、それぞれ当事者意識を持ち、共に手を携え子どもの健全な育成を推進します。

●放課後子ども教室の推進

放課後に、学校や家庭では体験しにくい軽スポーツや昔遊び、地域の伝統的な文化の体験等を行うことで、地域の人との新たなつながりを創出できる環境づくりを推進します。

●地域と連携したキャリア教育の推進

学校において、地域や企業と連携して職場体験や職業講話の充実を図り、望ましい勤労観・職業観が育つよう指導します。

② 健全な青少年の育成

●非行防止と健全育成の推進

いじめや不登校、児童虐待等の未然防止・早期発見・早期解消を図り、新たな不登校児童生徒の抑制に努めます。また、青少年の健全な育成のため、補導活動を行います。

●青少年教育の推進

青少年健全育成大会や街頭啓発等各事業の継続的な実施を通じて、青少年の健全育成に資するよう社会環境の醸成を図ります。また、各地区の青少年育成に携わる青少年育成推進員の活動を支援します。

●キッズウィーク※²の推進

学校休業日を分散化することで、大人と子どもが向き合う時間を確保し、地域や家庭において休日の多様な活動機会を確保します。

③ 地域への愛着の醸成

●ふるさと教育の推進

子どもたちが、ふるさとの自然や文化等を知り、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるように、社会科や総合的な学習の時間において地域性を生かした教育を行います。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
コミュニティ・スクールの理解度	30% (2019 年度)	60% (2024 年度)
放課後子ども教室の開設学校数	5 校 (2018 年度)	9 校 (2024 年度)
不登校児童生徒数	98 人 (2019 年 3 月 31 日)	90 人 (2025 年 3 月 31 日)
地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小学生 58.0% 中学生 42.8% (2019 年度)	小学生 60.5% 中学生 45.3% (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

家庭、地域、学校及び企業が連携し、地域の子どもは地域で育てるという意識を持つよう心がけます。

用語説明

※1 コミュニティ・スクール

P9 参照。

※2 キッズウィーク

地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日を分散化することで、大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出しやすくするための取組み。

4 生涯学習

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

物の豊かさから心の豊かさを重視する傾向にともない、教養、文化、芸術などの生涯学習への関心も高くなっています。本市では、一人ひとりが自分に合った活動ができるよう講座開設に努めるとともに、生涯学習情報誌や広報紙、ホームページを通じて、関係機関での各種講座情報を発信し、学ぶ機会の提供に努めてきました。2018（平成 30）年には竹鼻町屋ギャラリーを開館し、文化センター、歴史民俗資料館に続き、新たに芸術にふれる場を提供しています。

また、地域に受け継がれてきた文化財の保存や伝統文化・郷土芸能等の継承を図り、市内外への PR に努めてきました。

図書館では、雑誌スポンサー制度を導入し、市民のニーズに応じた閲覧用図書の充実を図っています。

課題

市民がより一層生涯学習に取り組めるよう情報提供を行い、学びのきっかけづくりを推進するとともに、その学習の成果を地域に生かせる仕組みづくりが必要です。

また、地域住民の減少や高齢化により地域の伝統文化を継承する後継者の不足が課題となっています。

また、拠点となる生涯学習施設等の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕・改修を進める必要があります。

施策の方針

市民が主体的に生涯学習活動に取り組めるよう学習ニーズを把握し、これに応えるメニューの充実や継続した情報の提供、参加しやすい学びの場の整備に努めるとともに、生涯学習を通じて得た経験・学びの成果を地域に生かせる仕組みづくりに、大学等専門機関の知見を活用し取り組みます。

また、市民が文化・芸術に親しむ機会の提供を図るとともに、地域の伝統文化が継承されるよう、後継者の育成をはじめ文化財や伝統文化等の保護・継承に努めます。

主要施策

① 生涯学習機会の充実

●生涯学習情報の提供

生涯学習情報誌や広報紙、ホームページを通じて、コミュニティセンターや文化センター等で開催される講座を広く周知するよう努めます。

●専門的知識を持った市民による学習支援

教養、芸術、スポーツ等様々な分野で活躍する市民が、その学びの成果を地域に生かしていく取組みを支援します。

●図書館機能の充実

レファレンスサービス^{※1}を強化し、市民の知識を広げるとともに、「おはなしひろば」などのイベント等も開催し、市民が楽しく集える場にするなど、市民のニーズに応じて展開します。

●生涯学習施設等の整備

文化センターをはじめとした生涯学習施設等の修繕・整備を計画的に行います。

② 芸術・文化の振興

●芸術の振興

子どもから高齢者まで、幅広い世代が芸術に親しむ機会を提供します。

●文化財や伝統文化等の保護・継承

多くの市民が地域の歴史や文化に興味を持ち、貴重な地域の文化が継承されるよう後継者の育成や文化財の保護に努めます。また、文化財の紹介・展示機会の提供に努めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
出前講座の実施数	82 回 (2018 年度)	93 回 (2024 年度)
市民一人当たりの図書館資料貸出数	3.85 冊 (2018 年度)	4.15 冊 (2024 年度)
美術展への来場者数	5,613 人 (2018 年度)	6,161 人 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

自己研鑽の意識を持ち、主体的に生涯学習活動に参加します。

用語説明

※1 レファレンスサービス

図書館利用者の求めにより、必要な資料・情報の提供や相談に応じること。

5 生涯スポーツ

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

スポーツには体力づくりや余暇の充実、青少年の育成などの効果が期待でき、適度な運動の実施により心身の健康を保ち、生きがいや幸福感を得ることができると考えられます。

本市においては、生涯を通じてスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ大会への支援を行い、市民がスポーツに参加できる機会の創出に努めてきました。また、2014（平成 26）年に羽島市運動公園のテニスコートの拡張工事、夜間照明改修工事を行うなど、スポーツ施設の充実を図りました。

また、トップアスリート育成支援事業を実施し、競技力向上や選手の育成を行ってきました。中でもテコンドーについては、2018（平成 30）年にスポーツ庁から本市の防災ステーションがナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定されたことを受け、テコンドーの国内トップレベル選手の育成・強化を目的とした練習環境の整備を行ってきました。

課題

市民が利用しやすいように施設を管理するとともに、スポーツをする習慣のない方、また障がい者の方にも気軽に参加できる機会を提供する必要があります。

引き続き、スポーツ教室の開催や各競技団体が行うジュニアスポーツ教室等による優れた選手・団体の発掘や育成を支援していく必要があります。

施策の方針

市民が、障がいの有無にかかわらず、気軽にまた快適にスポーツを行うことができるよう、スポーツ参加機会の提供に努めるとともに、体育施設等の環境整備を行います。また、全国レベルで活躍するスポーツ選手の育成を図ります。

主要施策

① スポーツ参加機会の充実

●総合型地域スポーツクラブ推進事業

地域スポーツの推進役である総合型地域スポーツクラブの自立運営を支援し、多様なスポーツ機会の確保に努めます。

●各種スポーツイベントへの支援

スポーツを身近に感じてもらうため、市民体育大会や羽島若獅子駅伝大会、チャレンジデー等のイベントの開催を支援します。

●東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ人口増加の取組み

2020（令和2）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツへの関心を高めスポーツ人口の増加を図ります。

●障がい者スポーツの推進

様々なスポーツイベントを通して、障がいの有無にかかわらず、市民が障がい者スポーツを実際に体験し、理解できる機会を増やします。

② 選手の育成

●トップアスリート育成支援事業

全国大会や国際大会に出場するアスリートを支援し、育成に努めます。

③ 体育施設・設備の整備

●計画的な体育施設の整備

社会体育施設を計画的に整備し、市民の体力づくりやスポーツを通じた親睦の場を提供します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
総合型地域スポーツクラブに加入している人数	1,471 人 (2019年3月31日)	1,950 人 (2025年3月31日)
1日の運動・スポーツ実施時間が30分以上の者の割合	27.3% (2019年度)	35.0% (2024年度)
障がい者の週1回以上のスポーツ実施率	—	40.0% (2024年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

日常生活の中にスポーツや運動を取り入れ、無理なくスポーツに関わるよう心がけます。

企業や競技団体は、スポーツイベントや大会の開催に際し、協力するよう努めます。

Ⅱ 健幸福祉・医療 ～共に支え健やかに暮らすまち～

分 野	施 策
1 地域福祉	① 支え合い・助け合いの推進
2 高齢者福祉	① 高齢者の健康づくり・社会参加の促進 ② 高齢者支援体制の充実
3 障がい者福祉	① 障がい者の自立支援 ② 障がい者支援体制の整備
4 社会保障	① 社会保障制度の適正な運営 ② 生活弱者に対する自立支援
5 健康づくり	① 健康づくりへの支援 ② 各種検診（健診）・予防の充実
6 地域医療	① 地域医療体制の維持

1 地域福祉

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

高齢者世帯が増加傾向にあり、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025（令和 7）年に向けて「地域包括ケアシステム^{※1}」を深化・推進するため、医療機関や介護施設、地域組織等関係機関と連携し、効率的な医療・介護サービスの提供を支援してきました。

また、ひとり暮らしや寝たきり、認知症の高齢者を地域で見守るため、民生委員が定期的に訪問活動を行っています。さらに、認知症の人を見守り支援する認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症を患う高齢者を対象として本人特定を効率的に行うための見守り SOS 支援事業を実施しています。

災害への備えでは、避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害時に支援が必要な障がい者や高齢者世帯等を把握し、地域における災害時の避難支援体制の構築を図っています。

課題

国勢調査の結果によれば、本市の高齢夫婦世帯数は 1995（平成 7）年の 585 世帯から 2015（平成 27）年には 2,846 世帯へ、高齢単身世帯数は 1995（平成 7）年の 435 世帯から 2015（平成 27）年には 1,856 世帯へと増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者数も 2009（平成 21）年度の 3,170 人から 2018（平成 30）年度の 3,467 人へと増加傾向にあるため、今後も引き続き医療・介護等の福祉サービス需要が増加していくことから、地域における支え合い・助け合いの精神が重要になっています。

施策の方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉活動への参加を促進するなど、支え合い・助け合いに努めます。

主要施策

① 支え合い・助け合いの推進

●地域包括ケアシステムの深化・推進 **戦略2 重点事業**

地域包括支援センターの機能の充実をはじめ、住民主体の小さな拠点づくりを進め、自治会等のコミュニティ組織が介護予防活動への関わりを深めることで、高齢者がより生活しやすい環境づくりをめざします。

●地域の見守り支援

民生委員と連携を図り、ひとり暮らしや寝たきり、認知症の高齢者宅を定期的に訪問し、安否確認や励まし等を行います。

また、認知症を患っている徘徊高齢者へ見守りシールを配布し、迅速な本人特定ができるようにします。

●地域福祉を推進する人材の養成

ボランティアのマッチングやコーディネートの実、子どもと高齢者、障がい者のふれあう機会を設ける福祉教育の推進により、ボランティア活動への理解や参加を促します。

また、認知症サポーター養成講座等の地域共生社会の実現に資する取組みを推進します。

●虐待・DV・自殺防止対策の推進 **戦略2 重点事業**

地域における社会的弱者である子ども・高齢者・障がい者等への虐待や家庭内暴力、自殺の防止に努めるため、各機関と連携し、予防対策と被害者支援を行うとともに、情報提供・啓発を充実します。

●権利擁護に関する取組みの推進 **戦略2 重点事業**

判断能力が不十分な方々の生命、身体、財産等の権利を擁護するため、中核機関を立ち上げ、成年後見制度^{※2}の利用を促進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	2,546 人 (2019 年 3 月 31 日)	3,950 人 (2025 年 3 月 31 日)
中核機関設置後の成年後見制度相談 件数	— (2018 年度)	190 件 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

高齢者や障がい者を思いやる気持ちを持ち、地域のボランティア活動に積極的に参加します。また、地域、団体、福祉関係事業者は、相互に連携して地域福祉活動に取り組めます。

用語説明

※1 地域包括ケアシステム

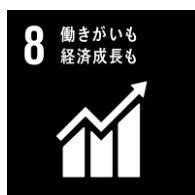
P9 参照。

※2 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

2 高齢者福祉

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

高齢者の身体機能の維持と健康増進に向け、いきいき体操教室や脳の健康教室等の介護予防教室を実施するとともに、地域において実施する介護予防活動（通いの場）の支援に努めてきました。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくり、就労を促進するため、シルバー人材センターや老人クラブに対し支援をしています。

このほか、介護を必要とする高齢者の支援の充実を図るため、配食サービス事業、軽度生活支援事業、介護用品助成事業等を行ってきました。

課題

介護が必要とされる「要支援・要介護認定者数」は、2013（平成 25）年度の 2,293 人から 2018（平成 30）年度には 2,797 人に増加しており、今後も高齢者の増加にともないこの傾向が続くことが考えられます。このため、今後も増加が想定される介護需要に対応できる支援体制を構築していく必要があります。

また、認知症高齢者数の増加に対応するため早期治療につながる体制を整備するとともに、認知症予防の対策も進めていく必要があります。

施策の方針

高齢者が持つ知識や経験が地域の中で生かされ、高齢者が生きがいを持って元気に暮らせるまちづくりを進めます。また、介護予防の必要性について広く啓発するとともに、各種介護予防事業への参加を促します。一方、介護を必要とする高齢者についても安心して生活できるよう介護保険サービス、在宅福祉サービス等の充実を図ります。

主要施策

① 高齢者の健康づくり・社会参加の促進

● 高齢者の健康づくり事業 **戦略2 重点事業**

関係団体と連携して介護予防事業の普及啓発に努めるとともに、体操教室や脳の健康教室等を実施し、高齢者の健康づくりを支援します。

● シルバー人材センターを通じた就労支援

地域に密着した高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の知識や技能の活用を進めます。

● 老人クラブ支援事業

地域貢献活動等を行う老人クラブを支援し、高齢者の生きがいづくりを促進します。

② 高齢者支援体制の充実

●多職種連携の推進

医師や看護師等の医療関係者とケアマネジャー等の介護関係者が連携を図り、必要な時に必要な在宅サービスを利用者へ提供できるように努めます。また、地域ケア会議の開催により、多職種の連携を促進します。

●認知症施策の推進

認知症に関する相談や家族介護者への支援など、認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを推進します。

●高齢者の日常生活支援

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、買い物支援など軽易な日常生活の支援を行います。

●高齢者いきいき住宅改善事業

介護や支援が必要な高齢者の日常生活の利便性の向上や住宅での自立した生活の促進、また、介護を行う家族の負担軽減のため、住宅改修に要する費用の一部を助成します。

目標指標

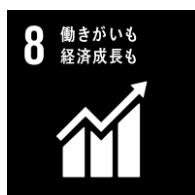
指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
通いの場の運営団体数	6 団体 (2019年3月31日)	12 団体 (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

高齢者は生きがいを持ち、積極的に社会に参加します。また、市民は認知症に対する理解を深めます。

3 障がい者福祉

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

2016（平成 28）年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう支援の一層の充実を図るため、また、障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するサービスの充実を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されました。

この改正に基づき、本市では障がい福祉サービス、障がい児通所サービスを提供し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援を行ってきました。

また、2016（平成 28）年の岐阜県立羽島特別支援学校の開校に合わせ、市内唯一の公立幼稚園である西部幼稚園では、障がい児の積極的な受入れや障がい児への支援員及びサポーター配置による支援の強化を図り、就学前からの切れ目のない障がい児への支援を行っています。

障がい者及びその家庭の生活の安定を図るため、障がい者に対する手当の支給や医療費助成により、経済的にも支援しています。

課題

本市の身体障害者手帳所持者数は横ばい傾向、また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。さらに、いずれの障がい者も 65 歳以上の人数、障がい等級が重度の人数が増加傾向にあり、障がい者の増加、重度化、高齢化傾向が進んでいます。

このため、今後は障がい者のサービス利用の増加及びニーズの拡大に応じていく必要があります。

施策の方針

障がいのある人が社会の中で自らの能力を生かし、住み慣れた地域の中で生活できるよう、障がいの内容・程度に応じた支援や相談体制の充実に努めます。

主要施策

① 障がい者の自立支援

●障がい福祉サービス等の提供

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を推進します。

●障がい者への経済的支援

障がいの程度に応じ、手当の支給や保険適用内医療費の自己負担分を助成します。また、障害者優先調達推進法に基づいて障害者就労施設等からの物品調達に努めます。

●障がい者の雇用促進 **戦略1重点事業**

特別支援学校及び商工会議所と連携し、障がい者の雇用確保に向けた特別支援学校の見学会や合同企業説明会の開催、農福連携の取組みを行います。

② 障がい者支援体制の整備

●障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援

乳幼児健康診査等を通じた障がいの早期発見や早期医療の推進から就学前における障がい児の市立幼稚園等への受入れ、市内学校内での障がいのある児童生徒への支援、特別支援学校児童生徒への放課後支援、就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

●相談支援体制及び地域生活支援拠点等^{※1}の整備

より重層的な相談支援体制構築のために、基幹相談支援センター^{※2}を設置するとともに障がい者の生活を地域全体で支援する体制づくりのため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
障がい福祉サービス利用者数	701 人 (2019年3月31日)	819 人 (2025年3月31日)
地域生活支援拠点等の整備カ所数	— (2019年3月31日)	1 カ所 (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

障がい者に対する理解を深め、ノーマライゼーション※³のまちづくりに努めます。また、障がい者自身も自らの能力を発揮し、積極的に社会参加します。
企業においても障がい者の積極的な雇用に努めます。

用語説明

※1 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応等の必要な機能を備えた拠点。

※2 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

※3 ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方。

4 社会保障

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

収納率向上のため納付環境の拡大による財源の確保並びに保健事業の推進による医療費や介護サービス費の抑制など、健全で安定した各種社会保障制度の運営に努めています。国民健康保険の運営については、岐阜県と県内市町村による共同運営へ移行したことにともない、国民健康保険税の算定方式を見直すため、段階的な税率改定を実施しています。

また、生活困窮者自立支援法の施行にともない、従来のセーフティネットであった生活保護に加え、自立に向けた体制を整え支援しています。

課題

被保険者の高齢化にともない、医療費や介護サービス費の増加が見込まれることから、保険財政の悪化が懸念されます。

また、生活保護も同様に、被保護者の高齢化にともない医療扶助費を中心として、扶助費が増加しています。

生活困窮者については、経済的な困窮に陥る原因等が複雑化、複合化しており自立に向けた阻害要因の分析、解決が困難なケースが増加しています。

施策の方針

健康に対する意識の啓発や健康づくり、健診の推奨などによる医療費及び介護サービス費の抑制並びに適正な賦課・収納を通じ、公平な負担と財源の確保を推進することにより、健全で安定した各種社会保障制度の運営を実現します。また、様々な問題を抱える生活困窮者に寄り添いながら問題に対処するとともに必要な支援を行います。

主要施策

① 社会保障制度の適正な運営

●国民健康保険制度の運営

被保険者の健康の向上に寄与するため、国民健康保険の安定的な運営に努めるとともに、将来的な国民健康保険税（料）水準の岐阜県内統一に向け、保険税の算定方式を見直します。

●後期高齢者医療制度の運営

高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療制度の安定的かつ円滑な運営に努めます。

●介護保険制度の運営

負担と給付のバランスを考慮した安定的な介護保険の運営を図るとともに、利用者のニーズに応じた介護保険サービスを提供します。

② 生活弱者に対する自立支援

●セーフティネット機能の維持

生活保護制度の適切な運営を図り、生活困窮者に対する必要な支援を行います。

●生活困窮者等の自立支援制度への対応

生活保護に至る前段階の生活困窮者や大人のひきこもりの方等、様々な理由によって就労・自立が困難となった方等に対して、一人ひとりの状況に合った自立支援、相談支援等を行います。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
国民健康保険税収納率	91.81% (2018 年度)	93.21% (2024 年度)
生活困窮者等の就労による収入増加者数	11 人 (2018 年度)	20 人 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

健康づくりや検診（健診）の受診による疾病の早期発見や早期治療に努め、医療費や介護サービス費の抑制に努めます。また、保険税（料）を適切に納付します。

5 健康づくり

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

本市では、市民が健康な生活を送ることができるよう健幸エクササイズ教室や健幸プール教室などの健幸づくり事業を推進するとともに、健幸フェスティバルや健幸ポイント事業を実施し、市民の健康づくりへの意識付けや習慣付けを支援してきました。

また、疾病予防のため、内視鏡検査による胃がん個別検診の導入、若年層の医科歯科健診の対象者拡大、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度による被保険者の健康診査の実施や短期人間ドックの助成を行い、健康の保持増進に努めてきました。

さらに、国民健康保険の特定健康診査における有所見者やメタボリックシンドローム^{※1} 該当者に対して、受診勧奨及び生活習慣改善のための保健指導を継続的に実施しています。

課題

本市の死因別死亡割合は、悪性新生物の割合が最も高く、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣病に関連する疾病による死亡が約 6 割を占めています。

がん検診の受診率は、県内他市と比較して低い状況です。また、生活習慣病の原因であるメタボリックシンドロームの国民健康保険被保険者における該当者の割合は、県内他市と比較して高い状況にありますが、特定健康診査の受診率が県内他市と比較して中位であるため、生活習慣病を患う市民の増加が懸念されます。

施策の方針

市民自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健康で活力のある生活を送ることができるよう、健康づくりに取り組むための支援・指導を積極的に行うとともに、各種検診（健診）を継続的に実施し、市民の受診を促します。

主要施策

① 健康づくりへの支援

●健幸展開催事業

各種団体協力のもと、身体、歯、栄養、運動、こころの健康等、幅広い分野での健康づくりを啓発する健幸展を開催します。

●健康づくりの推進 **戦略2 重点事業**

生活習慣病予防、介護予防、認知症予防の教室を実施するとともに、地域で健康づくり活動を行う担い手の育成や、団体への支援を行います。

また、健幸ポイント事業を通じて、健幸づくり事業や検診（健診）等、市民の健康寿命延伸に資する活動を促進します。

② 各種検診（健診）・予防の充実

●若年層に対する健康診査の実施

20歳及び30歳を対象とする健康診査や歯科健康診査を実施し、若年層からの健康づくりや疾病予防を促進します。

●がん検診の推進

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮頸がんの検診について、受診しやすい環境を整備し、がん検診の受診率向上に努めます。

●特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施促進 **戦略2 重点事業**

40歳以上の方を対象とする生活習慣病の発症リスクの大きな要因となるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査について、受診促進に係るPR等を行い、受診率の向上に努めます。

また、メタボリックシンドローム該当者とその予備群に対し、特定保健指導を行い、生活習慣改善のための取組みを支援します。

●予防接種事業

適時適切な予防接種を受けることができるよう、接種促進に係るPRに努めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
健康増進等教室参加者数	1,306 人 (2018 年度)	1,500 人 (2024 年度)
特定健康診査受診率	36.0% (2018 年度)	60.0% (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

市民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、疾病の早期発見や早期治療ができるよう、各種検診（健診）の積極的な受診に努めます。

用語説明

※1 メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積を共通要因として、血糖高値、脂質異常、血圧高値を呈する状態。それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高まる。

6 地域医療

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

岐阜県地域医療構想が 2016（平成 28）年 7 月に策定され、羽島市民病院は、地理的に必須な二次救急医療^{※1}、急性期医療^{※2}を担う病院として位置付けられており、市域唯一の病院として救急機能・急性期機能を維持することで地域医療の中核的役割を果たす必要があります。

また、救急機能・急性期機能に加え、地域に不足している回復期機能を担うべく 2014（平成 26）年に地域包括ケア病棟^{※3}を開設しています。

さらには、市民が休日にも診療が受けられるよう、また小児が休日夜間にも小児科診療が受けられるよう他の医療機関と連携して休日在宅当番医制度^{※4}や小児一次救急体制^{※5}を実施しています。

課題

羽島市民病院は、診療報酬改定、医師の偏在、働き方改革等の経営に直接影響のある外的な要因に対応しつつ、今後、地域包括ケアシステム^{※6}を構築していく中で、医師をはじめとする医療スタッフを適切に配置するなどの必要な医療機能を備えた体制を確保するとともに、経営の効率化を図ることにより、健全な病院経営を維持していく必要があります。

施策の方針

引き続き市民がいつでも安心して受診できる医療体制の確保を図ります。

羽島市民病院は、多様な医療ニーズに対応するため、地域の開業医、高度医療病院との連携や機能分担を進めます。また、中核的な医療機関としての機能の維持を図るとともに、効率的な運営に努めます。

主要施策

① 地域医療体制の維持

●病院事業経営の健全化 **その他重点事業**

安定的な収入の確保、運営の効率化等により経営体質強化に引き続き努め、経営状況の維持・改善に努めます。

●計画的な市民病院の整備

施設の老朽化にともなう修繕・整備、医療機器の更新・整備について財務状況等を踏まえ、緊急性・必要性を十分検討し、計画的に行います。

●地域の診療所や介護施設等との連携

地域の診療所等医療機関や介護施設等との研修会の実施や、教育機関への講師派遣や実習生の受入れを行い、地域と連携した医療サービスを提供します。

●休日在宅当番医制度、小児一次救急体制の維持

休日や夜間を含め安心して診療が受けられる体制を維持するため、市内にある診療所や周辺地域の病院に対し支援を行います。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市民病院経常収支比率	100.5% (2018 年度)	100%以上 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

かかりつけ医を持つなど、健康管理に気を付けます。

用語説明

※1 二次救急医療

入院治療や手術を必要とする重篤救急患者に対して行う救急医療。

※2 急性期医療

急性期患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能。

※3 地域包括ケア病棟

急性期治療を経過し、比較的病状が安定した患者に対して医療の継続及びリハビリ等を提供し、在宅や介護施設への復帰に向けた支援を行う病棟。

※4 休日在宅当番医制度

当番医院（診療所、歯科診療所）を決めて休日（日曜・祝日・年末年始）に患者の対応をする制度。

※5 小児一次救急体制

子どもの軽症患者に対する救急医療の体制。

※6 地域包括ケアシステム

P9 参照。

Ⅲ 産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～

分 野	施 策
1 農業	① 担い手の育成 ② 新たな農業への転換支援 ③ 安全・安心な農産物の推進 ④ 農業基盤の整備
2 商工業	① 経営基盤の強化 ② 人材の確保・育成 ③ 働きやすい環境整備
3 企業誘致	① 企業立地可能用地の創出 ② 企業が立地しやすい環境整備
4 観光・交流	① 市の魅力の発信 ② 観光の推進 ③ 関係人口等の創出 ④ 外国人との交流・共生

1 農業

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

食生活の多様化等による米の消費量の減少や米価の下落、零細小規模農家の生産性の悪化等による離農や生産意欲の減退などが進む中、規模拡大等によって作業効率を高め、収益性の向上と持続可能な経営を図る意欲ある大規模農家への農地の利用集積や地域の集落営農を推進してきました。

また、農業者の六次産業^{*1}化の推進を支援し、これまでに3戸の農家が加工品の販売を実現しています。

本市では、2016（平成28）年4月に「食の地産地消推進条例」を施行し、翌年3月に「食の地産地消推進計画」の策定を行い、「地産」「高付加価値化」「地消」「食育」「情報発信」の5つの柱に基づき食の地産地消活動を推進してきました。

この中で、米よりも販売単価の高い作物への転換を進めるため、新たな品目としてアスパラガスとタマネギを、伝統に根ざした作物としてレンコンを市の特産品として認定し、その生産量の増大を図るため、必要な支援を行っています。

課題

本市の農業の状況は、農家数、経営耕地面積共に減少傾向となっています。また、農業従事者の年齢構成において、60歳以上が約8割を占め、高齢化が進んでいます。集落営農においてもオペレーターの高齢化が進み、後継者が育っていない組織が多い状況となっています。農業後継者については、同居農業後継者がいない農家が約6割となっており、農業後継者の問題が深刻となっています。

また、本市では、依然として米作中心の農業経営となっており、都市近郊に立地する本市の特性を生かした農業への転換を進める必要があります。

施策の方針

地域の農地の保全と利用集積を進めるとともに、省力化及び労働力不足への対策として、情報通信技術等を活用したスマート農業^{*2}への転換を推進するなど農業経営の合理化や生産性の向上を図ります。

Ⅲ 産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～

また、市特産品の創出や六次産業化等、大都市近郊に立地する本市の特性を生かし、付加価値の高い農業への転換を進めます。

さらに、土地改良事業等を推進し、農業生産基盤の強化に努めます。

主要施策

① 担い手の育成

●農業団体育成事業

農業団体等に対する相談・育成指導等の支援を行い、地域農業の振興に努めます。

●認定農業者^{※3}育成事業

認定農業者制度の普及啓発や農業経営改善計画の作成指導、研修、相談活動等を行い、認定農業者の育成・確保を進めます。

●担い手への農地の集約化

農地中間管理事業^{※4}を活用し、農業の担い手への農地の集積と集約を図り、経営規模の拡大を目指します。

●農業にふれ合う機会の提供

農業への理解を深めるため、農業体験事業の実施や市民菜園等の提供により、気軽に農業にふれ、親しむことができる機会の提供に努めます。

② 新たな農業への転換支援

●市特産品の育成 **戦略3 重点事業**

本市の主要農作物等を市特産品として認定を行い、広くPRに努めるとともに、特産品となる可能性のある農産物の試験栽培に要する経費の一部を交付し、新たな特産品の創出を支援します。

●六次産業化の推進

六次産業化を検討する農業者の相談や国・県等の制度を活用した支援を行い、農業の六次産業化の推進を図ります。

●スマート農業の推進 **戦略3 重点事業** **Society5.0**

儲かる農業をめざした産地構造への転換や省力化、高品質生産等を促進するため、情報通信技術等を活用したスマート農業に必要な機械・施設等の導入経費の一部を助成します。

③ 安全・安心な農産物の推進

●環境等に配慮した農業支援

農業者等が減農薬栽培や有機栽培又は化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動や国際水準 GAP^{※5}に取り組む場合、面積に応じて支援を行います。

●畜産振興事業

畜産経営や飼養技術の指導とともに、家畜の診療や畜産環境改善指導等を行い、経営の安定化及び伝染病の予防等に努めます。

●食育の推進

幼少期から、健康的な食生活や食文化が身に付くよう、食育活動を推進します。

④ 農業基盤の整備

●県営かんがい排水事業（桑原 2 期）

桑原輪中土地改良区管内の東西幹線用水路について、パイプライン化を進め、水質改善を図ります。

●揚水機場の改修・整備

農業に必要な水を安定的に供給するため、揚水機場の改修・整備を進めます。

●多面的機能支払交付金

農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の環境保全を行う活動に対し支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
認定農業者数	33 人 (2019 年 3 月 31 日)	39 人 (2025 年 3 月 31 日)
担い手への農地集積率	35.3% (2019 年 3 月 31 日)	78.0% (2025 年 3 月 31 日)
市特産品目数 (農作物)	3 品目 (2019 年 3 月 31 日)	5 品目 (2025 年 3 月 31 日)
GAP 認証取得経営体数	0 経営体 (2019 年 3 月 31 日)	2 経営体 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

事業者は、農地を荒廃させることなく、有効に利用し、安全で美味しい農産物の生産・提供に努めます。

また、市民は積極的に地元農産物を購入するよう心がけます。

用語説明

※1 六次産業

農業や水産業などの第一次産業が、加工、流通・販売にも業務展開する経営形態を表す。

※2 スマート農業

P9 参照。

政課】

※3 認定農業者

意欲と能力のある農業者が自ら経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村に認定された農業者。認定を受けた農業者は、計画に基づく取組みに際して、国や県、市町村等から様々な支援が受けられる。

※4 農地中間管理事業

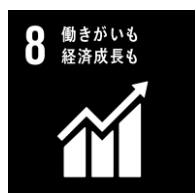
都道府県に 1 つ設置される「農地中間管理機構」が、農地の受け皿となり、機構が借り受けた農地を担い手へまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、貸付を行う事業。

※5 GAP

「Good Agricultural Practice」の略で、農業における食品安全、環境保全、労働安全等持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。この取組みについて、第三者機関の審査により認証を受けることができる。

2 商工業

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市の産業構成割合の状況を見ると、「製造業」と「卸売業・小売業」が主要産業であり、「製造業」においては、「繊維工業」「金属製品製造業」「窯業・土木製品製造業」の3業種、「卸売業・小売業」においては、「飲食料品卸売業」が主な業種となっています。

しかしながら、これらの業種の事業所数、従業者数、製造品出荷額（年間商品販売額）、付加価値額^{※1}等の経年傾向は、総じて減少傾向又は長らく横ばいの状況です。

こうした中、市では、商工会議所の事業活動に対する支援を通じて、市内企業の相談業務や情報提供・交換等を行うとともに、市内で活躍する企業の優れた技術や製品を紹介する企業展「羽島市ビジネス SHOW」を開催し、ビジネスチャンスの創出に努めています。また、羽島市創業支援等事業計画^{※2}に基づく創業塾や専門家相談等の創業支援事業を実施しています。

さらに、本市における主要産業の一つである繊維産業の振興に向け、地方創生推進交付金を活用し、販路開拓や新商品開発の支援、人材育成等の取り組みを進めています。

また、地域のイベントに合わせ、地元の農産物、加工品、手づくり工芸品などを提供する「六幸市^{※3}」を開催し、新たに人が集うにぎわいの創出にも取り組んでいます。

2018（平成 30）年度には、地域経済における稼ぐ力の好循環につなげることを目的とした「羽島市地域経済循環分析」を実施し、市内産業構造の可視化を図りながら地域経済循環の分析を進め、今後の振興策の方向性について検討を行いました。

課題

本市の主要産業である「製造業」「卸売業・小売業」は、全国と比べ相対的に「労働生産性」が低い状況にあり、販路の見直しや生産能力の向上、希少性のある商品開発等による利益率向上が求められています。

また、人口減少にともなう生産年齢人口の減少により、人材不足や事業承継問題が顕著となっています。必要な人材の確保や円滑な事業承継への支援とともに、IT 技術等の先端技術の積極的な導入による省力化など、業務効率の改善に向けた取組みも必要となっています。

加えて、女性や高齢者、障がい者等の就業促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の推進など、誰もが働きやすい環境づくりが求められています。

施策の方針

関係機関と連携し、企業の経営基盤の強化や新しい分野への挑戦、新規創業等への支援を行います。併せて、企業の人材確保や人材育成への支援に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、企業における働きやすい環境整備を促します。

主要施策

① 経営基盤の強化

●小規模事業者の経営改善に向けた支援

商工会議所が実施する市内企業への窓口相談指導や各種講習会等の開催、制度融資の斡旋、税務相談等の経営改善普及事業を支援します。

●生産性向上支援 **戦略3 重点事業**

生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の実産性革命を実現するため、中小企業が行う設備投資を支援します。

●事業承継に向けた支援

岐阜県事業承継ネットワークを通じ、円滑な事業承継に向けた支援を行います。

●企業展開催事業

市内で活躍する企業の優れた技術や製品を紹介する企業展等の開催を支援し、情報収集や情報交換、販路拡大、企業間連携の実現など、ビジネスチャンスの創出に努めます。

●創業支援事業

商工会議所や金融機関等と連携しながら、市創業支援等事業計画に基づく創業塾等を実施し、新たに創業をめざす方の支援を行います。

●地方創生推進交付金による支援

地方創生推進交付金を活用し、尾州産地の一翼を担う繊維産業の人材育成・確保及び販路開拓を進めます。

●六幸市の開催

イベント時等において「六幸市」を開催し、農業者、商業者等の販売促進機会を提供するとともに、にぎわいの創出を図ります。

② 人材の確保・育成

●若者の就労支援 **戦略1 重点事業**

岐阜県インターンシップ推進協議会と連携しながら、インターンシップ^{※5}の受入れを行う市内企業を支援します。

●地元大学生の定着促進

地元大学と連携を図りながら、地元企業と大学との就職に係る情報の共有化や企業展の開催などの就職支援を通じて、地元大学生の地域への就職を促します。

●発明思考によるものづくりへの支援

発明くふう展の開催を通じ、次世代を担う児童生徒の創造性を育み、創意工夫によるものづくりを奨励します。

③ 働きやすい環境整備

●子育て支援企業認証・表彰制度の実施 **戦略1 重点事業**

子育てと仕事の両立や継続して働くことができる環境づくりを目的として、市内に本社を置き、従業員に対する家庭と仕事の両立支援や地域の子育てを支援する企業を「子育て支援企業」として認証します。また、「子育て支援企業」のうち特に優れた取組みをする企業に対し表彰し、奨励金を支給します。

●子育てサポート企業・女性活躍推進企業の紹介

市内企業に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定^{※6}」及び女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定^{※7}」並びに岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{※8}の認定」がされた企業の取組み等を紹介し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市内卸売・小売業の年間商品販売額	1,263 億円 (2016 年)	1,850 億円 (2024 年)
従業員一人当たりの製造品付加価値額	712 万円 (2017 年)	870 万円 (2024 年)
創業支援等事業計画による創業者数	27 人 (2018 年度)	30 人 (2024 年度)
インターンシップ実施事業所数	3 事業所 (2018 年度)	9 事業所 (2024 年度)
子育て支援企業認証数	— (2019 年 3 月 31 日)	累計 20 件 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

市民は、市内企業の製品や身近な商店等の利用を心がけます。また、就業者として必要な資質の向上に努めるとともに、市内企業への就職を心がけます。

企業は、環境に配慮したうえで、消費者にとって魅力的な製品づくり・提供に努めます。また、市民の雇用を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に努めます。

用語説明

※1 付加価値額

企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引いた額。

※2 創業支援等事業計画

市町村が創業支援等事業者（地域金融機関、商工会議所、NPO 法人等）とともに、創業に関する目標、支援内容、支援期間等について策定する計画。国の認定を受けることで、信用保証の特例、登録免許税の軽減、補助金等の支援措置が創業支援等事業者や創業者に適用される。

※3 六幸市

人の交流を通じたにぎわいを創出するため、地域でのイベントに合わせて、地元の農産物、加工品、手づくり工芸品などの販売を行う市場の名称。

※4 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」を意味し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

※5 インターンシップ

学生が就業前に企業などで就業体験をすること。

※6 くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度。

※7 えるぼし認定

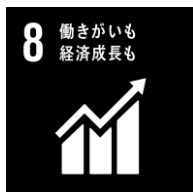
女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

※8 ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中で特に優良な取組みや他社の模範となる独自の取組みを行う企業を認定する制度。

3 企業誘致

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの 2 つの広域交通拠点を持つ本市の立地特性について、積極的に情報発信を行い、岐阜羽島インター南部東地区地区計画区域への企業誘致を進めてきました。

本地区への企業誘致に当たっては、企業と地権者との調整や各種許認可手続き等において市が積極的に支援を行うとともに、進出企業に対する奨励措置を設け、誘致を進めてきました。

この結果、2018（平成 30）年度末までに 6 社が新たに進出し、操業を開始されました。

これらの企業進出により、多くの雇用機会が創出され、本市のみならず周辺市町の方々の雇用に繋がるとともに、新幹線岐阜羽島駅周辺においても多くの飲食店等が立地するなどの波及効果も見受けられ、羽島市が大きく様変わりしたと評価されています。

課題

2018（平成 30）年 3 月に、名神高速道路安八スマートインターチェンジが供用開始され、また、今後、東海環状自動車道全線開通やリニア中央新幹線の開業が予定されています。

こうした高速交通網の整備は、本市を含めた周辺地域全体のポテンシャルを高める一方、地域内における本市の優位性が低下することが懸念されます。

このため、本市の立地特性を最大限に生かすためには、短期的に更なる企業誘致を推進する必要があります。

しかし、岐阜羽島駅や岐阜羽島インターチェンジ周辺の市街化区域内では、土地区画整理が完了するなどし、岐阜羽島インター南部東地区地区計画区域においても企業進出が進んだことから、企業が立地できる土地が少なくなっており、今後、企業誘致を進めるためには、新たな用地の確保が課題となります。

施策の方針

東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジに近接した区域において、企業立地が可能となるよう、土地利用調整を進めます。また、公共建築物等の廃止や集約化により生じる公共施設用地の跡地についても、必要に応じ用途の転換を進めるなど土地利用調整を進めます。

広域交通拠点を併せ持つ本市の立地特性を生かし、積極的に企業誘致を進め、雇用の場の確保を図ります。

主要施策

① 企業立地可能用地の創出

●新たな企業立地可能用地の創出 **戦略3 重点事業**

新たに企業立地が可能となるまとまった用地を創出するため、岐阜羽島インター南部地区の区域区分の見直し等の土地利用調整を図るとともに、道路等の基盤整備を進めます。

② 企業が立地しやすい環境整備

●企業立地に係る奨励措置

進出企業に対して奨励金を交付し、企業立地を促進します。また、国や県が措置する各種奨励措置について合わせて情報発信に努めます。

●企業進出に向けた総合的な支援

企業進出に向け、企業と地権者との橋渡しや各種手続き等を支援するなど、積極的に企業をバックアップします。

目標指標

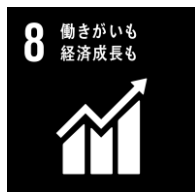
指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
インター南部地域における立地企業数	6 社 (2019年3月31日)	9 社 (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

企業誘致による効果について、積極的な情報発信を心がけるとともに、誘致への協力を努めます。

4 観光・交流

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では、「美濃竹鼻ふじまつり・竹鼻まつり」をはじめ、市の花である「美濃菊」の PR と普及に資する羽島美濃菊展を開催するなど、地域に根付く資源を生かしたイベントを中心とした観光振興を図ってきました。

一方、単体で集客できる観光資源が少ないことから、地域内や広域の資源を周遊できる環境を整備し、積極的に情報発信を行うことで、観光・交流の促進を図ってきました。

県の指定天然記念物である竹鼻別院のフジや県の指定重要有形民俗文化財である竹鼻祭の山車、郷土資料や映画資料を多数所蔵する歴史民俗資料館、佐吉仏等、多くの資源が存在する竹鼻のまちなかにおいて、地域の観光情報の発信拠点であるはしま観光交流センターや質の高い美術品を展示する竹鼻町屋ギャラリーを整備し、回遊できる環境整備を進めてきました。

また、羽島市・津島市・江南市のふじまつりを「東海ふじ三昧」として、共同 PR や観光交流の促進を図るとともに、県内自治体と連携し、県ゆかりの僧・円空と「円空仏」を共通資源とした観光ルート「円空路（ロード）」の観光プロモーションにも取り組んでいます。

こうした観光振興の取り組みに加え、市役所若手女性職員で結成したチームと企業との連携による新たな商品開発や、市の農業・商業・工業や地域資源を活用した特産品の製造等で優秀な技術・技能を有する個人や企業等を「はしまマイスター」として認定するなど、広くその情報を発信することにより、シティセールス活動につなげています。

また、名古屋市や岐阜市等に近接した本市の立地特性や充実した子育て関連施策、土地の安価取得の情報等を積極的に発信し、移住・定住の PR も進めています。

さらには、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスリランカ国のホストタウン^{※1}として、同国との交流活動を展開しています。

課題

地域の資源や歴史・文化等を次の世代へ継承し、観光資源として活用していくためには、行政のみならず、その所有者や地域住民の関心や理解、協力が不可欠であり、資源の保全や継承を担う次の世代の人材確保が喫緊の課題となっています。

また、地域資源単体では集客力が乏しいことから、それらの資源をつなぎ、地域内や自治体の枠を超えた周遊型観光を一層推進していく必要があります。

一方、人口減少や高齢化の進展により、地域づくりの担い手不足が懸念される中、移住・定住施策を継続的に実施するとともに、地域と多様に関わる者である「関係人口^{※2}」に着目し、地域外からの交流の入り口を増やすことが求められています。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、世界各国の人たちと交流する機会の増加が見込まれています。また、本市の外国人登録人口は増加傾向にあり、加えて「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法」の改正により外国人労働者の増加が見込まれることから、今後ますます国際交流活動に対する理解を深めるとともに共生社会の実現が求められます。

施策の方針

本市が有する地域資源の魅力に磨きをかけるとともに、テーマ性・ストーリー性を有しながら資源を結び、それらをより積極的に PR をすることで、本市への人の流れを促します。

また、本市の立地特性や優位性を積極的に発信し、移住・定住につなげるとともに、市外の方々に本市との関わりを持っていただく機会等の提供に努めます。

市民の国際感覚や異文化に対する理解を深めるとともに、関係団体等との連携のもと、国際化に対応した人づくりや地域づくりを進めます。

主要施策

① 市の魅力の発信

●シティセールス戦略の推進

歴史や文化、特産品、優れた技術・技能者等、本市が有する資源や魅力を戦略的に発信することで、都市イメージの向上を図ります。

●観光情報の発信

ホームページ等各種情報発信媒体を通じ、積極的に観光情報の発信を行うとともに、県内外での観光キャンペーンや観光物産展等へ参加し、本市の魅力の PR を進めます。

●定住先としての魅力の発信

本市の優れた立地特性や充実した子育て施策等、移住・定住先を選ぶ際に有益な情報を広く市外に発信し、本市への定住を促進します。

② 観光の推進

●各種イベント支援

「美濃竹鼻ふじまつり・竹鼻まつり」をはじめとする本市の郷土色豊かなまつり・イベントの開催を支援します。

●花の里推進事業

市の花「美濃菊」の PR と普及を図るため「羽島美濃菊展」を開催するとともに桑原町において大賀ハスや江戸菖蒲の栽培管理を行います。

●広域観光の推進

「円空仏」や「フジの名所」等、他自治体の観光資源と共通する本市の資源を生かし、県や他市町村と連携した広域的な誘客宣伝活動を推進します。

●竹鼻まちなかのにぎわい創出

竹鼻まちなかにおける観光資源を充実させ、回遊性を高めるなど、竹鼻まちなかのにぎわい創出に向けた取組みを進めます。

③ 関係人口等の創出

●ふるさと納税の促進

本市を応援する多くの方々にふるさと納税をしていただけるよう、地域資源を生かした特産品や体験型の返礼品の充実を図るとともに、積極的に情報発信を行います。

●市とつながりのある人材創出 **戦略1 重点事業**

本市出身者や本市と関わりのある方に地域づくりや地域課題の解決等に関わっていただく機会の提供等に努めます。

●お試し移住体験

空家を活用した移住体験施設を提供し、一定期間、本市の暮らしを体験していただくことで、移住の促進につなげます。

●移住支援金の支給

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から本市に移住し、就業するなど一定の条件を満たす場合に、移住支援金を支給します。

④ 外国人との交流・共生

●東京オリンピック・パラリンピックを契機とした交流事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスリランカ国のホストタウン活動を契機として、同国との継続した交流を行います。

●国際交流協会の支援

外国語講座や国際理解講座、各種サークル活動等、市国際交流協会が行う事業に対する支援を行います。

●外国人地域共生社会推進事業

外国人技能実習生との地域交流事業等を実施する市民等に対する報償金の交付により、外国人との共生を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市観光協会ホームページアクセス数	93,588 件 (2019 年 3 月 31 日)	104,000 件 (2025 年 3 月 31 日)
イベントにおける入込客数	578,700 人 (2018 年度)	638,700 人 (2024 年度)
休日の滞在人口	50,380 人 (2018 年 4 月)	53,400 人 (2024 年 4 月)
美濃菊展出展者数	個人 38 人 団体 25 団体 (2018 年度)	個人 41 人 団体 27 団体 (2024 年度)
純移動数(累計)(転入者数－転出者数)	131 人 (2018 年 1 月 1 日～ 2018 年 12 月 31 日)	1,100 人 (2019 年 1 月 1 日～ 2023 年 12 月 31 日)
国際交流協会実施講座の参加者数	605 人 (2018 年度)	650 人 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

市民自らが地域の魅力を認識し、情報発信するよう努めるとともに、地域資源の保全・維持活動に積極的な参加を心がけます。

また、企業は特色ある商品開発や企業活動に努めるとともに、各種イベント等での協働に努めます。

用語説明

※1 ホストタウン

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る自治体として国から登録を受ける制度。

※2 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人。

IV 市民生活・環境 ～安全・安心、環境にやさしいまち～

分 野	施 策
1 防災	① 地域の防災力の向上 ② 災害への備え
2 治水	① 排水機能の強化 ② 水防対策の充実
3 消防	① 消防力の強化 ② 地域の消防体制の充実 ③ 応急手当の普及啓発
4 交通安全・防犯	① 交通安全対策の強化 ② 防犯対策の充実
5 環境保全	① 適切な監視・指導 ② 豊かで快適な環境の保全及び創出 ③ 環境保全意識の向上 ④ 空家対策の推進
6 ごみ・し尿処理	① ごみの減量化 ② ごみ処理体制の整備 ③ し尿の適正処理

1 防災

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

防災コーディネーター※¹ 養成講座や避難所運営リーダー等を対象とした研修を開催し、自主防災に携わる人材の確保と育成に努めるとともに、木造建物の密集地に自主防災器具庫を設置し、内部に可搬ポンプ、防災備品を整備して地域の防災力の向上を図ってきました。

また、防災情報等を発信するため防災行政無線のデジタル化更新工事を進めるとともに、発災後の市民生活を確保するため、食料、防災備品等の備蓄を計画的に行ってきました。

さらに、災害発生時における緊急輸送道路や市民の避難通路等の優先的な確保を図るため、地域の意見を取り入れ啓開等優先道路（橋梁）の指定を行いました。

課題

地域の防災力を向上させるためには、防災リーダーの防災知識の向上が必要となります。また、自主防災組織による訓練を実施している地区と実施していない地区があり、防災への取組み状況に地域格差があります。

また、避難所運営に関しては、国際的な基準（スフィア基準※²）に配慮しつつ、避難所としての環境整備について検討することが必要です。

施策の方針

地域の防災リーダーを育成することにより住民主体の共助に基づいた防災対策を進めます。また、防災備品等の備蓄を計画的に進めるとともに、現在の施設で対応できることと新たに必要なことについて、国際的な基準を参考に避難所の運営について検討を進めます。

主要施策

① 地域の防災力の向上

●防災コーディネーター等の専門性の向上

防災コーディネーターへのフォローアップ講座や、自主防災組織のリーダーに対する講演会を開催するなど、防災に関わる人材の育成を継続して実施します。

●地域における防災訓練の促進

市、関係防災機関、地元住民及び事業所が一体となって、同一想定に基づき、予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する総合防災訓練を開催します。

●自主防災事業

防災上の意識の向上を図るため、出前講座の実施や地域での自主的な防災訓練開催の啓発に努めます。さらに、竹鼻南地区を先進事例とした地区防災計画について、他地域における計画策定及び市の地域防災計画への登載に向けて取組みを促進します。また、初期消火器具の整備や消防訓練を行う自主防災組織等へ支援します。

② 災害への備え

●地域防災計画の実効性の向上

市役所各課において、BCP^{※3}訓練を実施するとともに、総合防災訓練については、毎年その内容を見直し防災環境の変化に対応した、より実効性の高い訓練になるよう努めます。

●災害時の情報伝達手段の確保

防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、フリーダイヤルのテレホンサービスや携帯メールによる情報発信を行い、災害時の情報伝達手段の確保を進めます。

●防災備蓄資材の充実

避難所の環境整備に関する資材や備蓄食料について計画的に購入・更新を進めます。

●住宅等耐震助成事業

木造住宅の無料耐震診断等に要する費用の一部を助成し、建築物の耐震化を進めます。

●防災拠点の強化 **戦略3 重点事業**

既存の情報・防災庁舎とともに防災拠点としての機能（非常用自家発電設備や貯水槽等）を備えた新庁舎の建設を推進します。

●国土強靱化計画の推進

国土強靱化を推進するために、重点化するプログラムを選定するなど、推進方策及び仕組みを充実させ、効率的・効果的に強靱化を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
自主防災組織活動率	87% (2018 年度)	90% (2024 年度)
緊急メール配信システム登録者数	6,870 人 (2019 年 3 月 31 日)	10,000 人 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

日頃から高い防災意識を持ち、自主防災組織の活動への参加を心がけるなど、地域防災力の向上に努めます。

また、企業は BCP を策定するなど自衛防災力を向上させるとともに、地域の自主防災組織の活動に資源を提供するなど地域防災力の向上に寄与します。

用語説明

※1 防災コーディネーター

養成講座を受講するなどして、防災に関する一定の知識と技術を有すると市が認定した者。災害発生時の応急活動のほか、平常時には自治会や事業所等で防災に関する知識や技術の普及を行うことが期待されている者。

※2 スフィア基準

被災者が安定した状況で、尊厳を持って生存し、回復するためにあるべき人道対応、実現すべき状況をまとめた「スフィアハンドブック」の中で示された基準。今後、避難所の質の向上を考えるに当たって参考にすべき国際的な基準。

※3 BCP

「Business Continuity Plan」の略で、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめた行動計画。

2 治水

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

市内を流れる河川・用排水路は、木曽川と長良川に挟まれた低地を流れており、大雨や洪水の際、木曽川及び長良川に自然排水することが困難なため、境川や桑原川、逆川の流末等に設置されている排水機場にてポンプによって木曽川及び長良川に排水しています。

2010（平成 22）年度から 2019（平成 31）年度にかけて実施された県営湛水防除事業（逆川地区）により、正木排水機場が更新され、効率よく排水することができるよう整備されました。

境川では、流下能力を増大させるため、河川断面の拡大や樹木伐開が進められています。

また、洪水や内水の氾濫等の水害を警戒・防御し、水害による被害を軽減し、公共の安全を保持するため、羽島市水防団を組織しており、毎年出水期前には水防に関する理解や技術の向上を図る目的で水防演習を実施しています。

課題

県営湛水防除事業（逆川地区）により正木排水機場の施設を更新し、排水機能の強化を図りましたが、さらに、逆川の排水を効率的に排するためには、逆川自体の勾配や断面等の改修等が必要となります。

市内の水路や都市下水路の多くは、用水を兼用しています。開発にともない土地の保水機能が低下している中、出水期と同時期の用水利用により、排水能力の低下が懸案事項となっています。

水防の要である水防団員の確保については、将来、社会情勢の変化や高齢化により、安定して団員数を確保することが困難となることが懸念されます。また、水防倉庫や水防資機材の老朽化が進み、施設の改修や更新が必要となっています。

施策の方針

集中排水管理システムの整備を進めるなど、湛水防除事業を推進します。

水防団員がやる気・やりがいを感じるよう地域ぐるみで盛り上げることで、水防団員の入団を促進します。また、水防演習の実施及び水防活動用資機材等の整備など水防体制の充実を図ります。

主要施策

① 排水機能の強化

● 県営湛水防除事業（逆川地区）

逆川の排水機場内整地、導水路工整備を進め排水機能の強化を図ります。

● 樋門の電動化 **Society5.0**

桑原用水及び羽島用水の樋門の電動化を推進します。

● 境川の流下能力の増大

境川の河川断面の拡大を促進します。

② 水防対策の充実

● 水防演習の実施

毎年水防団幹部講習及び水防演習を実施し、水防に関する理解や技術の向上を図ります。

● 水防活動用資機材等の整備

水防倉庫の修繕及び資機材の購入を進め水防力の強化を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
逆川 2 期導水路の整備延長（全延長 550m）	80m (2019 年 3 月 31 日)	550m (2023 年 3 月 31 日)
消防団・水防団応援事業所数	87 件 (2019 年 3 月 31 日)	93 件 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

想定外の水害に対しては、「公助」では対応しきれないことを認識し、「自助」「共助」による自主的な取組みを推進します。

企業は、浸水防止計画の見直しや自衛水防組織の充実等、自衛水防力の向上に努めます。

また、企業は「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度^{※1}」へ積極的な協力に努め、団員の活動を応援します。

用語説明

※1 ありがとね！消防団水防団応援事業所制度

地域の事業所（店舗）が団員等への一定のサービスを通じて応援する気運を高め、地域をあげて盛り上げていくことで、団員等にやる気・やりがいを感じていただくことを目的とした制度。

3 消防

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

近年、市内への企業立地や高齢者の増加等により消防・救急需要の高まりが見受けられます。このような中、迅速かつ的確な出動に資する消防緊急通信指令施設の更新や車両・設備の充実に努めてきました。

また、女性消防団員及び任期付消防団員を確保するなど地域における消防・防災の重要な役割を担う消防団の充実・強化を図りました。

防火意識の高揚を図るため、住宅用火災警報器や感震ブレーカー^{※1}の普及啓発を進めるとともに、自治会や市内の事業所、学校等に救命講習の受講を促し、救命知識の普及に努めてきました。

消防指令業務について、災害情報の共有化や機器整備・運用の効率化を図ることを目的とし、県内自治体での共同運用に向けた調査・検討会を設立し、協議・検討を進めています。

課題

消防庁舎の老朽化が見受けられるとともに、消防水利も同様に経年劣化が進んでおり、適切な維持・更新が必要となっています。

また、消防団の有事の際の即応性や組織の充実・強化が求められる中、消防団員の被用者の割合が高くなってきており、昼夜の地域消防力に格差が生じています。

消防指令業務の共同運用について、運用方法や経費負担割合など、協議、調整すべき問題があります。

施策の方針

消防庁舎及び消防水利等の計画的な修繕及び機器更新計画に基づく機器の更新など消防力の強化に努めます。また、団員の確保及び育成など消防団の充実強化を図ります。さらに受講資機材の充実やeラーニング^{※2}の活用による講習時間の短縮など市民が救命講習を受講しやすい環境づくりを進め、応急手当の普及啓発を推進します。

主要施策

① 消防力の強化

●Net119 緊急通報システム※³の構築・活用 **Society5.0**

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者の方が、消防への通報を円滑に行うことができるよう、Net119 緊急通報システムの導入を図り、暮らしやすい共生社会づくりを進めます。

●外国人対応三者間同時通訳システムの構築・活用

外国人からの 119 番通報及び災害現場での活動時において電話通訳センターを介して、主要 18 カ国語で 365 日 24 時間迅速かつ的確に対応します。

●消防庁舎改修事業

消防施設長寿命化計画に基づき、防災拠点である消防施設機能の計画的な維持管理を実施します。

●消防・救急自動車及び車載器具整備事業

消防車両等の車検、法定点検、修繕記録等、書類上で保管し維持管理するとともに車両更新計画に基づき財政状況に応じた、車両更新を行います。

●消火栓整備事業

消防水利の充足状況や地域からの要望、経年劣化による不具合等を踏まえ、計画的に消火栓等の整備を行います。

●消防指令業務の共同運用

消防指令業務の県内自治体での共同運用に向け、検討、協議を進めます。

② 地域の消防体制の充実

●火災予防啓発事業

住宅用火災警報器の普及啓発及び適切な維持管理を推進するため、設置調査を実施するとともに、各種イベントにおいて啓発活動を行います。

●消防団の充実・強化

消防団員の確保を図るとともに、機能別消防団を充実させるなど、消防団の体制強化を図ります。また、団員が安全に活動できるよう装備品を充実します。

③ 応急手当の普及啓発

●応急手当普及啓発事業

市民に対し救命講習を積極的に行い、応急手当の普及を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
住宅用火災警報器の維持管理実施率	53% (2019年3月31日)	77% (2025年3月31日)
消防団員の充足率	93.3% (2019年3月31日)	100% (2025年3月31日)
バイスタンダー ^{※4} による応急手当実施率	57.3% (2018年度)	60.0% (2024年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

各種訓練や講習会への参加を心がけるなど、地域防災力の向上に努めます。

また企業は、消防計画の見直しなど自衛消防力を充実させるとともに、企業の持つ組織力、知識、ノウハウ等を地域の消防力の向上に生かすよう心がけます。加えて、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度^{※5}」へ積極的に協力するなど、団員の活動に配慮・協力します。

用語説明

※1 感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。

※2 e-ラーニング

パソコンやモバイル端末等の電子機器やネットワークを利用し、時間や場所を問わず、自分のペースでスキルアップできる学習システム。

※3 Net119 緊急通報システム

会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者の方が、スマートフォン等の携帯端末を利用し、簡単に 119 番通報を行えるシステム。

※4 バイスタンダー

救急現場に居合わせた人のこと。

※5 ありがとね！消防団水防団応援事業所制度

P76 参照。

4 交通安全・防犯

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では、交通安全対策の取り組みとして、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催、街頭啓発や街頭指導等の実施を通じ、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校の周囲へのゾーン 30^{*1} 設置による車両速度の抑制等、交通安全対策を行ってきました。

2019（平成 31）年には「羽島市自転車安全利用推進条例」を施行し、自転車乗車時のヘルメット着用や自転車損害賠償保険の加入の努力義務化を中心に、自転車の安全利用を推進しています。

また、高齢ドライバーによる事故軽減を図るため、運転免許証自主返納者等がコミュニティバスを 6 カ月無料で利用できる乗車証を交付するとともに、安全運転サポートカーの体験乗車会を開催してきました。

自治組織において実施される防犯灯の設置を支援するとともに、各コミュニティ・スクール^{*2}において、登下校のサポート（見守り隊）を組織して、地域からボランティアを募り、日々の児童生徒の安全・安心な登下校を見守るなど犯罪対策の充実に努めています。

課題

子どもや高齢者に対する交通安全啓発は継続的に行っていますが、統計上、交通事故件数の多い30歳代から40歳代への交通安全啓発を行う機会を設けることが困難です。また、小・中学生以外の市民の自転車乗車時のヘルメットの着用が十分とはいえません。

声掛けや撮影行為等の不審者数が増加傾向にあることから、各コミュニティ・スクールより登下校の見守りボランティアの依頼を継続していく必要があります。

施策の方針

市民の交通安全に対する更なる啓発活動や交通安全施設の整備・充実など交通安全対策の強化に努めます。

防犯関係者間の連携を深め、地域住民の防犯活動を支援し、犯罪対策の充実を図り、防犯意識の向上と犯罪被害の軽減をめざします。

主要施策

① 交通安全対策の強化

●交通安全意識の啓発

交通安全教室の開催や交通安全啓発チラシの配布などのほか、交通安全関係団体と連携して交通安全意識の啓発を図ります。

●交通安全環境の整備

交通安全施設（道路照明灯、カーブミラー、防護柵、区画線）の設置及び修繕を進めます。

また、交通規制について自治会からの要望を取り次ぎ、関係機関と連携し適切に対応します。

●通学路の安全対策

「羽島市通学路交通安全プログラム^{※3}」に基づき交通安全対策を実施し、通学路の安全確保に努めます。

●運転免許証自主返納者への支援

高齢者の運転免許証自主返納を促進するため、自主返納者等を対象に交付するコミュニティバス無料乗車証の有効期間を拡充します。

② 防犯対策の充実

●犯罪被害を防ぐ意識啓発

コミュニティ・スクールを中心に見守りボランティアを継続的に依頼するとともに市内や近隣市町での事件、不審者についての注意喚起、見守り体制強化のメールを配信します。

●防犯対策環境の整備

羽島市生活安全条例に基づき、自治組織において実施される防犯灯や防犯カメラの普及及び防犯パトロール活動を支援します。

●犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者に対し、犯罪直後の見舞金の支給を行うとともに公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターの活動を支援します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
交通事故死傷者数	246 人 (2018 年)	211 人 (2024 年)
刑法犯認知件数	574 件 (2018 年)	466 件 (2024 年)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

日頃から交通安全意識及び防犯意識を持ち、地域の安全・安心のために各種活動への参加を心がけます。

また企業は、従業員等を対象とした、交通安全及び防犯についての研修を行うなど、啓発に努めるとともに、交通安全、防犯面での社会貢献活動を推進します。

用語説明

※1 ゾーン 30

自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全が優先される生活道路が集まる区域の交通安全対策として、区域内の最高速度を 30 キロに規制するとともに、必要に応じて路側帯の設置・拡幅・カラー舗装による明確化等を行うもの。

※2 コミュニティ・スクール

P9 参照。

※3 羽島市通学路交通安全プログラム

通学路の安全を確保するため、学校、教育委員会、警察、道路管理者が連携し、合同点検や安全対策の実施、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実を図ることを目的とした取組み。

5 環境保全

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

水質検査・騒音測定及び不法投棄のパトロール等による環境保全に係る監視・指導、環境美化看板の設置の支援、イタセンパラ^{※1}の保全・飼育活動等により環境保全意識の向上を図ってきました。また、市民が主体となる地域の清掃活動等に対する支援、アダプトプログラム^{※2}導入による環境美化活動等により、良好な生活環境の保全を推進しています。

また、周囲に被害を及ぼす可能性のある特定空家等^{※3}について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画を策定し、特定空家等に対する助言・指導する体制を整備するとともに、空き家・空き地バンク事業を開始するなど空き家対策を推進しています。

課題

不法投棄の件数は減少傾向にありますが、後を絶ちません。一方、雑草繁茂に関する通報件数は増加傾向にあります。市民が主体となる地域の清掃活動等については、現在7割程度の自治会が清掃を実施していますが、自治会によっては高年齢化が進み、参加自治会の減少及び参加者の減少が懸念されます。良好な生活環境の保全は、一人ひとりの日々の生活における取組みが必要不可欠であり、また、環境保全に向けた意識の向上も必要となります。

また、空家等は、保安上の危険や防犯上の問題、地域活力の低下や景観上の問題など様々な問題をもたらすことから、総合的に対応するための施策の充実が求められます。

施策の方針

環境保全に対する市民意識を一層高めるため、引き続き啓発活動を進めます。また、市民が主体となって実施する環境美化活動については、より多くの市民が参加することのできる制度・施策を実施します。さらに、不法投棄や公害に対する監視を強化するとともに、県などの関係機関と連携し、適切な指導を行います。

空家等については、問題に応じた様々な部署や、地域の特性に通じている地域住民、各方面の専門家と連携を図り、空家等及び空家等を除却した跡地の活用を促進するとともに、特定空家等に対し必要な措置等を実施することにより、空き家対策を推進します。

主要施策

① 適切な監視・指導

●公害防止対策事業

公害（騒音、振動、悪臭、水質汚濁等）の防止のため、各種測定及び検査を実施し、必要に応じ対策を講じます。

●自動車騒音常時監視業務

主要幹線道路を監視対象として、年1回24時間自動車騒音の測定を行い、環境省のプログラムに基づき面的評価を実施します。

●雑草繁茂地に対する指導

良好な生活環境を保全するため、雑草が繁茂する空閑地等の所有者に対し管理の指導を行います。

●不法投棄への対応

市内の道路及び公共用地等に不法投棄された廃棄物を適切に回収・処理するとともに、不法投棄禁止看板の提供や市ホームページ及び出前講座等により市民に啓発を行い不法投棄の抑制に努めます。

② 豊かで快適な環境の保全及び創出

●環境に配慮したまちづくりの推進

環境施策を総合的かつ計画的に推進するために環境基本計画を策定します。

③ 環境保全意識の向上

●環境美化看板による啓発

環境美化看板を希望する自治会へ提供し、環境保全に向けた啓発を図ります。

●環境学習の推進

イタセンパラについて学ぶ機会を提供するとともに、公共施設や市内学校にて飼育・展示するなど、環境学習を推進します。また、イタセンパラサポーターを市民等から募集し、保全に向けた活動を進めます。

●市民による環境美化活動の推進

各自治会の側溝や水路清掃並びに環境美化運動など、地域における市民が主体となって取り組む環境美化活動を支援します。

④ 空家対策の推進

●空家対策の推進

羽島市空家等対策計画を更新するとともに、空き家対策セミナーや個別相談会を開催し、空き家対策を推進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
桑原川の BOD ^{※4} の年間観測データの 75%値 (生物化学的酸素要求量)	5mg/L 以下 (2018 年度)	5mg/L 以下 (2024 年度)
騒音に係る環境基準 (住居地域)	A・B 地域 : 55dB 以下 C 地域 : 60dB 以下 (2018 年度)	A・B 地域 : 55dB 以下 C 地域 : 60dB 以下 (2024 年度)
不法投棄処理件数	193 件 (2018 年度)	174 件 (2024 年度)
特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数 (累計)	3 件 (2019 年 3 月 31 日)	9 件 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

地域の環境美化の推進、省エネ・新エネ機器の使用など、環境への負荷の低減に努めます。

用語説明

※1 イタセンパラ

コイ科タナゴ亜科に属し、その生息は木曽川水系や淀川水系及び富山平野の3カ所に分布するが、それぞれ生息地は限定的で個体数も減少しており絶滅が危惧されている魚類。天然記念物（文化庁・文化財保護法）及び国内希少野生動植物種（環境省・種の保存法）に指定。

※2 アダプトプログラム

アダプトとは「〇〇を養子にする」という意味。ボランティアの住民や企業が「里親」となり、道路や公園などの公共の場所を「養子」とみなして美化運動を行う仕組み。

※3 特定空家等

周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

※4 BOD

「Biochemical oxygen demand」の略で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

6 ごみ・し尿処理

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

循環型社会の形成に向け、5R 運動^{*1}を推進し、市民や事業者に啓発を行うとともに、使用済み小型家電の回収ボックスの設置や、19 品目の資源物を持ち込むことができる資源物ストックヤードの運営など、分別を強化することによりごみの排出量の減少に努めてきました。

ごみ処理体制については、岐阜羽島衛生施設組合^{*2}の次期ごみ処理施設の建設用地として、福寿町平方地内を選定するとともに、施設が稼動するまでの間、三重県伊賀市の民間処理施設で安定的に処理できる体制を整えました。

し尿処理については、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、環境プラントの長寿命化総合計画を策定し、計画的な維持補修に努めています。

課題

収集したごみを、三重県伊賀市の民間処理施設において処理していることから、次期ごみ処理施設の早期稼動に向けた取組みの推進が必要です。

環境プラントについては、供用開始が 2001（平成 13）年であり、施設の老朽化が進行しているため、計画的な修繕が必要です。

また、2002（平成 14）年以降減少傾向にあったごみの排出量が、近年になり微増傾向にあるため、減量化に向けた取組みの強化が必要です。

施策の方針

ごみの減量、資源化に向けて、水切りの推進、食品ロスの削減、分別の徹底などの啓発に努めるとともに、家庭系ごみの有料化を検討します。

次期ごみ処理施設の建設については、1 日も早い稼動をめざし、岐阜羽島衛生施設組合及び組合構成市町と協力し、関係機関との協議を行いながら取組みを進めます。

し尿処理については、長寿命化総合計画に基づき計画的に環境プラントの維持補修を実施し、施設の長寿命化を図り、施設の安定運営をめざします。

主要施策

① ごみの減量化

●小型家電回収事業

回収品目を増加させ、ごみの減量、資源化に努めます。

●資源物ストックヤードの運営・管理

市民が資源物を直接持ち込める常設の施設として適切に運営管理を行います。

●家庭系ごみの有料化

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化を図るため家庭系ごみの有料化について検討します。

●食品ロス削減の取組み

食品ロスの削減に向け、広報活動の充実、会合等における周知活動等にて啓発・普及を図ります。

② ごみ処理体制の整備

●次期ごみ処理施設整備事業の推進 **戦略3 重点事業**

1日も早い稼動をめざし、岐阜羽島衛生施設組合及び組合構成市町と協力しながら取組みを進めます。

③ し尿の適正処理

●浄化槽設置整備支援事業

定められた区域内において合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部について補助金を交付します。

●環境プラント施設管理事業

「羽島市環境プラント長寿命化総合計画」に基づき計画的な維持補修を実施します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(燃やせるごみ)	413.5g/人・日 (2018年度)	405.2g/人・日 (2024年度)

協働の考え方(期待される市民等の役割)

ごみ排出量の抑制や分別等を進め、家庭から排出されるごみの減量に努めます。
また、企業は排出されるごみの減量に努めるとともに、再利用、資源化が可能な製品等の製造、流通、販売などに努めます。

用語説明

※1 5R運動

ごみを出さない(リデュース)、再利用できるものは利用する(リユース)、資源として再び利用する(リサイクル)、ごみとなるものの発生自体を抑止する(リフューズ)、壊れても修繕する(リペアー)取組み。

※2 岐阜羽島衛生施設組合

岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町で構成され、ごみ処理等に関する事務を共同処理している一部事務組合。

V 都市基盤 ～便利で快適なまち～

分野	施策
1 道路	① 幹線道路の整備
	② 生活道路の整備
	③ まちをつなぐ橋の整備
	④ 計画的な維持管理及び道路環境の整備
2 公共交通	① 公共交通機関の維持・利用促進
3 公園・広場	① 新たな公園の整備
	② 計画的な維持管理
4 上水道	① 水道施設の更新・整備
	② 水道事業の安定的な運営
5 下水道	① 公共下水道施設の更新・整備
	② 下水道への加入促進
	③ 下水道事業の安定的な運営

1 道路

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では、広域的な交通ネットワークの充実に向け、都市計画道路等の主要幹線道路の整備を推進しています。（仮称）新濃尾大橋架橋の整備を促進するとともに、都市計画道路本田加賀野井線の整備や市道桑原岐阜線の4車線化を進めています。また、県道桑原下中線、羽島稲沢線、大垣江南線等の県道整備事業を関係機関と連携し進めています。

道路や橋梁の維持管理については、主要な施設の計画的な点検・修繕の実施、社会基盤のメンテナンスに係る人材育成により、安全性の確保に努めています。

都市計画道路や区画道路を備えた良好な市街地環境の整備に向け、市施行による区画整理事業を順次実施しており、2018（平成30）年にインター北土地区画整理事業、2019（令和元）年には駅北本郷土地区画整理事業の換地処分^{※1}がそれぞれ完了しました。また、2015（平成27）年度から2023（令和5）年度までを事業期間として、組合施行による羽島市平方第二土地区画整理事業が進められています。

課題

安全で円滑な道路交通の確保に向け、将来的なニーズを踏まえ、県事業とも連携した計画的な道路整備が必要です。

また、道路や橋梁などのインフラの老朽化が進む中、定期的な点検による劣化箇所の早期発見と、適切な修繕等の対策が必要です。

市施行の区画整理事業については、事業の完了に向け、清算金の徴収事務が必要です。また、組合施行による羽島市平方第二土地区画整理事業については、円滑な事業進捗に向け、引き続き協議や助言等の支援が必要です。

施策の方針

関係機関とも連携しながら、道路ネットワークの形成を進めるとともに、快適で安全に道路を利用できるよう、計画的な点検に基づく維持管理に努めます。

また、組合施行により進められる土地区画整理事業について、事業の円滑な推進を図ります。

一方、都市計画決定から長期間が経過した、都市計画道路や土地区画整理事業等の計画については、見直しの検討を進めます。

主要施策

① 幹線道路の整備

●都市計画道路本田加賀野井線の整備 **戦略3 重点事業**

混雑の著しい主要地方道大垣一宮線の機能を補完し、市南部で南濃地域と愛知県を連結する都市計画道路本田加賀野井線について、（仮称）新濃尾大橋の架橋事業と合わせて整備を推進します。

●県道の整備促進

広域的な交通ネットワークを強化する一般県道羽島稲沢線、大垣江南線、下中笠松線、桑原下中線及び都市計画道路桑原足近線の整備を促進するため、事業の調整に協力し、県道整備負担金を支出します。

●国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」のアクセス道路の整備

国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」の堤内地整備に合わせ、公園にアクセスするための道路を整備します。

② 生活道路の整備

●平方地区における土地区画整理事業

羽島市平方第二土地区画整理組合による土地区画整理事業が円滑に進むよう、事業に関する助言や羽島市平方第二土地区画整理事業地区に接続または隣接する道路工事など、必要な支援を行います。

●地区計画道路整備事業

地権者から買取りの申し出があった地区内の道路用地について計画的な買収を行い、地区整備計画に沿った区画道路の整備を進めます。

③ まちをつなぐ橋の整備

- （仮称）新濃尾大橋整備促進

（仮称）新濃尾大橋の早期完成に向け、周辺自治体との期成同盟会により、関係機関へ継続的に整備促進の働きかけを行います。

- 長良川長大橋整備促進

一般県道大垣江南線整備事業において、長良川に新たに架橋する長大橋の整備を促進します。

④ 計画的な維持管理及び道路環境の整備

- 道路舗装改修事業

舗装状態が悪化している交通量が多い主要幹線道路等について、舗装改修工事を推進します。

- 県営農道施設強化対策事業（羽島中央地区）

舗装の劣化が進んでいる羽島中央農免道路について、舗装修繕を実施します。

- 橋梁の長寿命化 **戦略3 重点事業**

安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の点検、補修・修繕工事を進めます。

- 社会基盤のメンテナンスに係る人材育成

専門的な技術や資格を有する人材の育成を図り、適切な社会基盤の維持管理に努めます。

- 地籍調査事業^{※2}

新たな国土調査事業十箇年計画に基づき、公共用地の円滑な取得に有効な地籍調査事業を推進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
都市計画道路の整備率	58.1% (2019年3月31日)	61.2% (2025年3月31日)
羽島市平方第二土地区画整理事業の 道路整備進捗率（着工率）	23.7% (2019年3月31日)	100% (2025年3月31日)
橋梁点検計画に基づく橋梁の点検実 施率	100% (2014年4月1日～ 2019年3月31日)	100% (2019年4月1日～ 2024年3月31日)
地籍調査の進捗率	10.1% (2019年3月31日)	13.6% (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

道路上の穴ぼこや段差等の危険箇所について、市へ情報提供を行います。また、普段の生活で利用する道路について、清掃活動を実施します。

用語説明

※1 換地処分

事業完了時に換地計画の内容を関係地権者に通知する行政処分のこと。

※2 地籍調査事業

国土調査法に基づき一筆地ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積等を調査・測量し、その成果から地図及び簿冊を作成する事業。

2 公共交通

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では、東海道新幹線岐阜羽島駅を交通結節点として強化するため、2016（平成28）年に新幹線岐阜羽島駅を起点としたコミュニティバスの路線再編を行いました。現在、名古屋鉄道のほか、名阪近鉄バスや周辺自治体である海津市、輪之内町のコミュニティバスが接続し、公共交通網を形成しています。

2017（平成29）年度には駅周辺道路のバリアフリー工事が完了するとともに、2019（平成31）年には、名古屋鉄道新羽島駅のエレベーターの設置等を実施し、利用しやすい環境整備に努めてきました。

また、公共交通機関の利便性向上に向け、鉄道事業者への働きかけを行っています。

課題

今後、高齢化が進展する中、市民の日常生活の足としての公共交通機関の重要性が増す一方で、コミュニティバスの乗車人数の減少や運転手不足等も相まって、路線の確保・維持が困難になることが懸念されます。

また、広域交通機関の維持・利便性向上に向けた事業者への支援及び働きかけが必要です。

施策の方針

コミュニティバス路線の確保・維持を図るとともに、利用促進に向けた取り組みやPRを実施し、路線ごとの特色を生かし、乗車人員の確保に努めます。

また、鉄道やバスの利便性向上に向け、関係機関へ働きかけ、公共交通網の確保を図ります。

主要施策

① 公共交通機関の維持・利用促進

●コミュニティバス運営事業

市民の日常生活の足として、コミュニティバスの安定的な運営を図るとともに、地域公共交通網形成計画に基づく事業の実施により、誰もが安全・安心、快適に移動できる地域公共交通網の整備に努めます。

●広域的な公共交通網の確保

日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院、買い物等の利便性を確保するため、近隣市町及び民間事業者と連携を図り、広域的な公共交通網の確保に努めます。

鉄道事業者に対し、関係機関と協力しながら、停車本数の増加など、鉄道の利便性向上に向けて要望します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
コミュニティバスの年間乗車人数	101,343 人 (2018 年 10 月 1 日 ～2019 年 9 月 30 日)	102,000 人 (2023 年 10 月 1 日 ～2024 年 9 月 30 日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

日常生活で公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。

3 公園・広場

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

これまで土地区画整理事業にともない公園用地を創出し、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度にかけて羽島中央公園を近隣公園^{※1}として整備したほか、2014（平成 26）年度に浅平公園、2015（平成 27）年度に本郷公園、2017（平成 29）年度から 2018（平成 30）年度にかけて千代田西公園を街区公園^{※2}として順次整備しました。

国営公園である桜堤サブセンターについては、2015（平成 27）年に堤外地が供用開始し、現在、周辺自治体と連携し堤内地の完成に向けて、関係機関への働きかけを行っています。

市内に 73 カ所ある都市公園等において、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる遊具等施設について、長寿命化計画に基づき、修繕や改修等を進めています。

また、竹鼻のまちなかにおいては、市民に憩いと集いの場を提供するとともに、観光交流による地域の活性化を図るため、1999（平成 11）年度に御坊瀬戸広場を整備したほか、2014（平成 26）年度には青山スクエアを整備し、住民によるイベントの開催や休憩場として活用されています。

さらには、市内 10 箇所にある信託広場^{※3}について、児童及び高齢者の福祉に寄与するため、地域の管理団体による適切な維持管理をしています。

課題

遊具等の老朽化対策を含め、今後の公園の効率的な維持管理が課題となっています。

これまで都市基盤の整備に合わせて公園を生み出してきたこともあり、市の北部、南部において、公園が少ない状況です。

また、信託広場については、信託という手法による広場設定についてその妥当性についての議論が必要と考えています。

施策の方針

公園が少ない地域において、地域の意向を踏まえ、新たな公園の整備を進めるとともに、公園の施設・設備について、適切な維持管理に努めます。

また、国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」の堤内地の早期開園に向け、引き続き関係機関へ働きかけを行います。

信託広場については、今後適切なあり方について検討を進めます。

主要施策

① 新たな公園の整備

●国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」建設促進事業

国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」について、イベント等の実施により公園の利用度や認知度を高めるとともに、関係機関との協議・調整等を進め、堤内地の早期整備に向けた働きかけに努めます。

●旧北部学校給食センター跡地公園整備事業

旧北部学校給食センターの解体によって生み出された用地において、公園を整備します。

●サイクリングロードの整備

国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」の整備に合わせ、馬飼大橋までの区間においてサイクリングロードの整備を行います。

② 計画的な維持管理

●公園改修事業

公園施設長寿命化計画等に基づき、老朽化した遊具施設等の改修及び修繕を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市民一人当たりの都市公園面積	7.48 m ² /人 (2019年3月31日)	7.65 m ² /人 (2025年3月31日)
公園施設長寿命化計画に基づく更新 工事の進捗率	100% (2018年度)	毎年度 100%

協働の考え方（期待される市民等の役割）

アダプトプログラム^{※4}への市民参画の環境づくりを行い、地域住民等と行政が連携した公園の維持管理を行います。

用語説明

※1 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。

※2 街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

※3 信託広場

羽島市空閑地信託条例に基づく契約により市に信託された土地。児童及び高齢者の福祉に寄与することを目的とし、地域の団体が管理することを条件としている。

※4 アダプトプログラム

P88 参照。

4 上水道

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取組み）

本市では、2016（平成 28）年度に羽島市第 2 期水道整備計画、2017（平成 29）年度に羽島市新水道ビジョンを策定し、施設整備計画による 3 水源地（小熊、江吉良、桑原）施設の耐震化及び管路整備計画による基幹管路の耐震化を実施しています。

2017（平成 29）年度には江吉良水源地の施設更新が完了し、現在は小熊及び桑原水源地の配水池の増設により、水源地施設の耐震化を進めています。

また、基幹管路の耐震化について、国では 2022（令和 4）年度末までに耐震化適合率を 50%に引き上げる目標を掲げていることから、計画的に耐震管への布設替えを進めています。

これらの耐震化事業を実施するため、2019（平成 31）年 4 月から料金の改定を行いました。

課題

本市では現在、水源地施設や基幹管路の耐震化を進める中、経年にもとない法定耐用年数に達する水道施設が増加し、近い将来、施設の更新需要がピークを迎えます。

また、将来にわたり安定して供給できる水道サービス維持のため、水道技術の伝承を効率的に行える体制づくりが必要です。

さらに、人口減少による水需要の減少にともなう料金収入の減少が懸念されることから、計画的な事業運営が必要です。

施策の方針

安全な水を将来にわたって安定的に供給するため、水道事業のより一層の基盤強化に努めます。

主要施策

① 水道施設の更新・整備

●水源地整備事業

各水源地施設の耐震化工事を計画的に実施します。

●管路整備事業 **戦略3 重点事業**

基幹管路の耐震化工事を計画的に実施します。

② 水道事業の安定的な運営

●水道事業の健全経営

アセットマネジメント※1を実施し、長期的な視点に立った水道施設の管理運営を行います。また、給水収益を確保するため、管網整備を行い給水戸数の増加を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
基幹管路の耐震化適合率	39.2% (2019年3月31日)	58.4% (2025年3月31日)
給水戸数	23,984 戸 (2019年3月31日)	24,600 戸 (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

水道施設の漏水等に係る情報提供に協力します。

用語説明

※1 アセットマネジメント

施設の特徴を踏まえつつ、長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営するために体系化された実践活動。

5 下水道

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市では 1990（平成 2）年度から下水道事業を開始し、2000（平成 12）年度より供用を開始していますが、人口減少や地域社会構造の変化など、浄水処理施設の整備を取り巻く状況の変化を踏まえ、2017（平成 29）年度に下水道整備区域の見直しを行いました。

また、施設の耐震化に向け総合地震対策計画を策定し、下水道本管については、緊急輸送路上にあるマンホールの浮上対策を、浄化センターについては、管廊の耐震化や自家発電施設の設置を進めています。

さらに、2018（平成 30）年度にストックマネジメント^{※1} 基本計画を策定し、リスク評価や調査方針等を決定しました。

課題

本市の下水道は、事業着手が県内他市に比べ遅かったことに加え、整備が遅れていることから、依然として汚水処理人口普及率が低い状況にあります。そのため、汚水処理施設の整備が急務ですが、人口減少にともなう収益の減少や施設の老朽化にともなう更新費等の増加により、今後さらに経営環境の悪化が懸念されることから、より効率的な事業運営が必要です。

また、総合地震対策計画やストックマネジメント計画に基づき、既存施設の計画的な耐震化や改修等が必要です。

施策の方針

汚水処理施設の計画的な整備を進めます。また、浄化センターの適切な維持管理に努めます。

公営企業会計への移行^{※2}に合わせ、下水道事業を安定的に持続していくため、経営の健全化を図ります。

主要施策

① 公共下水道施設の更新・整備

●公共下水道整備事業

市街化区域を中心とした区域を公共下水道区域と位置付け、汚水処理施設の整備を実施します。また、地震対策として、防災拠点から汚水を受ける管路のマンホール浮上防止工事を実施します。

●浄化センターの維持管理・施設整備事業

施設・設備の耐震対策・更新や処理量に応じた整備を進めます。

② 下水道への加入促進

●排水設備工事への助成

公共下水道の処理区域におけるトイレの水洗化に必要な費用の一部を助成し、下水道への加入を促進します。

③ 下水道事業の安定的な運営

●下水道の公営企業会計化 **その他重点事業**

住民・利用者の視点に立った健全かつ安定的な事業運営を図るため、公営企業会計へ移行するとともに、適正な受益者負担を踏まえて下水道事業を推進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
下水道供用開始区域面積割合	64.3% (2019年3月31日)	77.4% (2025年3月31日)
水洗化人口	22,282人 (2019年3月31日)	26,500人 (2025年3月31日)
経費回収率	78.9% (2018年度)	100% (2024年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

遅滞なく下水道への接続を行うなど、水洗化に努めるとともに、生活排水の削減を心がけます。

また、企業はルールを遵守し、適正な排水処理を行います。

用語説明

※1 スtockマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

※2 公営企業会計への移行

地方公共団体が公営企業の経営基盤強化や財務マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現すること。

計画の推進方策

分 野	施 策
1 市民協働	① 市民参画の推進
	② 市民活動の支援
2 男女共同参画	① 男女共同参画の意識啓発
	② 女性の市政参画機会の拡充
	③ 職場における男女共同参画の推進
3 開かれた行政	① 市民との情報共有
	② 市民の利便性向上
4 行財政運営	① 行財政運営の見直し
	② 公有資産マネジメント
	③ 職員の育成・管理
5 多様な連携推進	① 自治体間連携の推進
	② 大学・企業等との連携推進

1 市民協働

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市においては、従来、自治会を中心として、地域の環境美化活動をはじめ、子どもやお年寄りの見守り、防犯、防災等の取り組みが進められています。

市民を主体としたまちづくりの実現を図るため、2016（平成 28）年 4 月に「羽島市まちづくり基本条例」を施行し、同条例の趣旨に沿った地域づくり、人づくりを進めるため、2017（平成 29）年 4 月からすべてのコミュニティセンターの管理運営を地元へ移管しました。

また、地域活動の財源として「地域づくり一括交付金」を交付し、地域の裁量で柔軟な運用を可能とするとともに、市職員を地域担当職員として各地域に配置し、地域づくりを支援しています。

こうした中、一部の地域では、地域住民自らが地域が持つ個性や資源等の中からあるものを探し出し、地域課題や問題の解決に向けた人づくり、地域づくり等を検討する「寄りあいワークショップ」の開催を通じて、地域づくり活動がはじまり、成果をあげています。

課題

市民ニーズの多様化や行政課題が増大する中、子育てや福祉等、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められており、行政への市民参画や協働によるまちづくりの必要性は、より一層高まっています。

地域づくりの核となる自治会については、近年、加入割合の低下や担い手不足等により、地域コミュニティの希薄化が進み、地域力の低下が懸念されています。

一方、NPO 法人^{※1}などの活動団体や各種市民団体などの活動は活発化しており、様々な担い手がそれぞれの特徴を生かし、まちづくりへ参画していただくことが求められます。

施策の方針

政策形成段階からの市民の参画機会を拡充し、協働・共創による市政を推進します。

また、地域住民自らによる地域づくり活動を支援するとともに、ボランティア活動やNPO活動など多様な市民活動の支援に努め、市民のまちづくり活動の活性化を図ります。

主要施策

① 市民参画の推進

●市政への市民参画の促進

市が実施する意見募集（パブリックコメント）や審議会等の施策・事業の検証・立案の場等への市民参画機会の拡充を図るとともに、アダプトプログラム※2の推進や専門的知見を有する人材の活用など、市民のまちづくり活動への参画を促進します。

② 市民活動の支援

●地域づくり活動への支援

自治会やコミュニティセンター事業運営組織等への支援を通じ、市民自らによる地域づくり活動を推進します。

●市民団体間の連携支援

市内で活動する各種市民団体の活動概要や各種情報を発信し、団体間の連携による活動の活性化を図ります。

●活動拠点の整備 **戦略1 重点事業**

市民のまちづくり活動や各種団体の活動を支援するため、活動拠点の整備を進めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
アダプトプログラム登録数	4 件 (2019年3月31日)	10 件 (2025年3月31日)
市民活動団体登録数	7 団体 (2019年4月1日)	12 団体 (2025年3月31日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

日頃から市政や地域課題等に関心を持ち、自分ごととして捉え、積極的にまちづくり活動への参画を心がけます。

また企業や団体は、行政や地域住民をはじめ、多様な主体と連携しながら、地域課題の解決等に向けた活動に努めます。

用語説明

※1 NPO 法人

民間の非営利組織で、福祉や環境、まちづくり、国際協力等の社会的な問題に市民が主体的に取り組んでいる組織。

※2 アダプトプログラム

P88 参照。

2 男女共同参画

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市においては、羽島市男女共同参画プランに基づき、市民一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分発揮して、地域社会、家庭等のあらゆる分野に参画しながら活躍できるまちづくりを進めてきました。

具体的には女性の社会参加促進の一環として、市政に女性が参画する機会の充実を図るため、審議会等委員への女性の積極的な登用を推進してきました。その結果、審議会等委員への女性の登用率は上昇傾向にあり、2019（平成 31）年 4 月時点で 29.5% となっていますが、目標値である 30.0% には達していない状況です。

本市においては、2016（平成 28）年度に策定した女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に基づき、市職員の女性管理職への積極的な登用を行ってきました。その結果、女性管理職の割合は上昇傾向にあり、2019（平成 31）年 4 月時点で 11.0% となっていますが、目標値である 12.0% に達していない状況です。

また、2019（平成 31）年度より「子育て時間」制度を設け、小学校卒業までの子を持つ職員が仕事と育児の両立を図るための支援をしてきました。

課題

審議会等委員への女性登用率及び女性管理職割合については、上昇傾向にありますが、目標値には到達しておらず、女性活躍社会の実現や働き方改革などの一層の充実を図る必要があります。

また、近年は LGBT^{※1} に対する理解の促進等の人権問題に対応していく必要があります。

施策の方針

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について、正しい理解を広める普及・啓発活動の展開をめざします。

また、市政運営に女性の視点や感性を反映させることができるよう女性の参画機会の拡充を図ります。

職場において、男女共同参画を推進するため、人事評価等に基づき、公正・公平に管理職等への登用を進めるとともに、育児・介護等に積極的に関わられるような職場環境の整備に努めます。

主要施策

① 男女共同参画の意識啓発

●男女共同参画の意識啓発

男女共同参画に関する出前講座の実施や中学生向けリーフレットの作成・配布などの取り組みを通じて、市民の意識啓発を図ります。

●LGBT 等への理解促進

LGBT 等に関する理解の促進と相談支援・情報提供を行います。

② 女性の市政参画機会の拡充

●審議会等委員への女性の登用促進

女性の視点を生かした意見を市政に反映するため、市の審議会などの委員への女性の登用を積極的に進めます。

③ 職場における男女共同参画の推進

●女性職員の管理職等への登用

市女性職員の政策決定の場への参画を推進するため、人事評価に基づき管理職等への積極的な登用を図ります。

●男性職員の育児休暇等の取得の推進

男女共に育児・介護等に関わるような環境を整備し、特に取得率の低い市男性職員の育児休暇等取得を促進します。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
男女共同参画に関する出前講座実施回数	1回 (2018年度)	2回 (2024年度)
審議会等委員への女性の登用率	29.5% (2019年4月1日)	35.0% (2024年4月1日)
女性の管理職登用率	11.0% (2019年4月1日)	15.0% (2024年4月1日)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

「男性だから…」「女性だから…」という考え方に捉われず、すべての人が平等であるという意識のもと、男女が共に家事・育児・介護に積極的に関わります。
また、企業は職場での男女共同参画を推進します。

用語説明

※1 LGBT

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

3 開かれた行政

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

市政情報については、市広報紙や市ホームページを通じて情報発信するとともに、Facebook や Instagram、Twitter、Youtube などのソーシャルメディア^{※1}を通じ、正確な情報を積極的に市民に発信しています。情報発信に際しては、ウェブアクセシビリティ^{※2}に配慮するとともに、広報紙の内容をスマートフォンで閲覧可能とするなど、いつでも、誰でも正確な行政情報を入手することができるよう努めています。

特に市が抱える重要課題や市民生活に影響が大きい事項等については、2017（平成 29）年度からタウンミーティングを開催し、市民との意見交換を実施しています。

また、市民に最も身近な行政として、消費生活相談を新たに開設するなど市民生活に必要な相談体制機能の充実に努めてきました。

さらに、本市では、透明性の高い行政運営を図るため、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度にかけて、外部の専門家によるチェックを行う包括外部監査^{※3}を実施し、指摘事項等について、是正措置を講じてきました。さらに 2017（平成 29）年度からは、市が実施する事業等の必要性や方法などを公開の場において外部の視点を交えた議論のうえ、無作為抽出した市民の方々による評価に基づき行政サービスの再構築を図る事業仕分けを実施してきました。

市民サービスの面では、2016（平成 28）年 1 月からの社会保障・税番号制度^{※4}の開始にともない、順次、子育て等における手続きなどで利便性が向上するとともに、2019（平成 31）年 2 月からマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票等を取得できるサービスを開始しています。

課題

市では様々な方法により積極的に市政情報を発信していますが、市民に正確な情報が伝わっていない現状が見受けられます。このため、今後も効果的な情報発信のあり方を模索していくとともに、市民が行政とともに行政課題等について検討をするような機会を拡充し、行政課題を自分ごととして捉えてもらえるよう促していくことが必要です。

また、人口減少や高齢化の進展を踏まえ、情報通信技術を活用し、行政の効率化や市民サービスの向上を進めることが必要です。その一つとして、マイナンバーカード

を活用した各種サービスの拡充が予定されていますが、カードの普及率が低く、市民へのカード取得の促進が課題となっています。

施策の方針

行政に対する市民の意向を的確に把握するとともに、行政情報の積極的な提供を行い、市民と行政が情報を共有できる透明度の高い行政運営を進めます。また、市民の身近な行政として、相談窓口としての機能を充実するとともに、利便性の高い市民サービスの提供に努めます。

主要施策

① 市民との情報共有

● 広報紙やホームページ等による情報発信 **Society5.0**

市広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等の様々な媒体を活用し、積極的な市政情報の発信を図るとともに、ホームページの多言語対応や、ウェブアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

● 市民との対話機会の拡充

市が抱える重要課題や市民生活に影響が大きい事柄等について、施策立案段階から、市民と行政が正しい情報を共有し対話を進める機会の拡充を図ります。

● 自分ごと会議の実施 **戦略1 重点事業**

行政課題を市民が自分ごととして捉え、その解決方策等を協議・検討する市民会議の開催に努めます。

● オープンデータ※⁵の推進 **Society5.0**

市が保有するデータを様々な主体が容易に活用できるよう、オープンデータ化を推進します。

② 市民の利便性向上

●利便性の高い窓口環境の整備 **その他重点事業** **Society5.0**

新たな市庁舎の整備に際し、多言語対応などユニバーサルデザイン^{※6}化を進めるなど、誰もが利用しやすい環境整備を図ります。また、総合窓口を整備し、定型的な手続きをワンストップで対応するとともに、交付件数の多い証明書を専用窓口で発行するなど、利便性の向上に努めます。

●マイナンバーカードを活用したサービスの拡充 **Society5.0**

今後マイナンバーカードの健康保険証やお薬手帳としての利用が予定されている中、マイナンバーカードを利用したサービスの拡充を図るとともに、カードの普及に努めます。

●情報通信技術等を活用した市民サービスの充実 **その他重点事業** **Society5.0**

人工知能（AI）等を活用した問い合わせ対応やマイナポータル^{※7}を活用した電子申請の推進など、情報通信技術等を活用し、市民サービスの拡充を図ります。

●市民相談の充実

福祉相談の総合窓口を設置するなど、市民相談窓口機能の充実に努めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
市公式 LINE 登録者数	— (2019 年 4 月 1 日)	3,400 人 (2023 年 3 月 31 日)
公開するオープンデータ数	2 件 (2019 年 4 月 1 日)	15 件 (2025 年 3 月 31 日)
市民相談件数	606 件 (2018 年度)	650 件 (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

市政への関心を高め、市政やまちづくりへの積極的な参加を心がけます。
また、企業や団体等は、自らが有する知見や技術等を行政に生かすよう努めます。

用語説明

※1 ソーシャルメディア

インターネット上で不特定多数の人がコミュニケーションを取ることで、情報の共有や情報の拡散が生まれる媒体。

※2 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

※3 包括外部監査

外部の専門的な知識を有する者により、毎会計年度1回以上、外部監査人が必要と認める財務その他の事業を特定して監査するもの。都道府県や政令で定める市は実施義務があり、本市はその対象外であるが、条例を制定し、2013（平成25）年度から2015（平成27）年度までの3年間実施した。

※4 社会保障・税番号制度

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための社会基盤。「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意的個人番号を割り当てる制度。

※5 オープンデータ

国や地方公共団体、事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工・編集・再配布等）できるよう、営利目的や非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適した形式で、無償で利用できるよう公開されたデータ。

※6 ユニバーサルデザイン

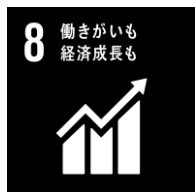
「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、国籍、個人の能力差等にかかわらず、できる限り幅広い多くの人に対応しようとする考え方。

※7 マイナポータル

子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする政府が運営するポータルサイト。

4 行財政運営

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

これまで第六次総合計画前期実施計画に基づき、次期ごみ処理施設の建設問題をはじめ、耐震性等に問題を抱える本庁舎に替わる新たな庁舎の建設など、各分野において停滞や先送りされてきた課題等への対応を計画的に進めてきました。

一方、企業誘致の推進や公共施設へのネーミングライツ^{※1}事業の実施、ふるさと納税制度の活用等の歳入確保に努めるとともに、公共施設や街路灯等への新電力・LED照明の導入による光熱費の削減や事業仕分けによる事務事業の見直し等の歳出削減の取り組みを進め、健全な財政運営の堅持に努めてきました。

全国的な課題である老朽化が進む公共施設等については、2015（平成 27）年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、各施設類型別の今後のマネジメント基本方針を定めるとともに、基本方針に基づく各施設等の長寿命化計画等の個別計画の策定を進めてきました。

市職員については、2016（平成 28）年度を計画開始期とする定員管理適正化計画を策定し、業務量に応じた職員の適正配置に努めるとともに、市職員に必要な知識の習得及び専門性の向上を目的とした研修の受講促進や資格免許取得の奨励を行ってきました。職員の働き方に関しても先進的な「子育て時間」制度を取り入れるなど、働きやすい環境整備に努めています。

また、行政事務を適正に執行するための内部統制^{※2}を推進し、リスク発生の未然防止、早期発見、発生時の適切な対応に努めています。

課題

人口減少や少子化・高齢化の進展にともなう税収の減少や社会保障関係費の増加、公共施設等の老朽化にともなう維持・更新費用の増加などの全国の自治体が共通して抱える財政上の課題に加え、本市においては、新たな庁舎の建設や次期ごみ処理施設の建設、市民病院の経営維持・改善といった独自の重要課題を抱えています。

また、毎年度発生している財源不足額は、市の貯金である財政調整基金の繰入れにより解消しており、財政調整基金残高は 2018（平成 30）年度末現在、30 億円程度確保されています。しかし、今後見込まれる大規模事業による支出の増加や人口減少に

よる税収の減少により、残高が減少しマイナスに転じる恐れがあります。

このため、行政改革をより一層推進し、効率的な行政運営を図るとともに、「選択と集中」による計画的・安定的な財政運営を推進する必要があります。

市職員については、全国の類似団体^{※3}と比較し、人口 1 万人当たりの職員数が少ない状況であり、今後も定員適正化計画等に基づき、計画的な職員採用や効率的・効果的な職員配置に努めるとともに、人材育成を進め、職員の能力を向上させていくことが求められます。

施策の方針

多様化する行政需要に対し、適切に対応するため、「選択と集中」による事務事業の見直しや、サービスと負担の適正なバランスへの見直しを進めるなど財政の安定化に努めます。また、効率的・効果的な組織体制へと柔軟に見直しを行うとともに、限られた人的資源を有効に活用する必要があることから、職員の能力・資質の向上を図ります。

外郭団体や協会等の自立的かつ効果的な運営に向け体制のあり方を検討し、活動の活性化を図ります。

主要施策

① 行財政運営の見直し

●事務事業の見直し

市が実施する事務事業や補助金・交付金、他会計への繰出金等について、目的や効果等を再検証し順次見直しを行うとともに、行政サービスに対する受益者負担の適正化を図るなど財政の安定化に向けた取組みを進めます。

また、外郭団体や協会等の自立的運営に向けたあり方を検討します。

●情報通信技術等の導入・利活用の推進 **Society5.0**

人工知能（AI）や RPA^{※4}等の情報通信技術等を活用し、業務の効率化・省力化を図ります。

●内部統制の推進

日常業務において発生するリスクを未然に防止し、早期発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する内部統制を推進します。

② 公有資産マネジメント

● 公共施設等の総合的な管理の推進 **戦略3 重点事業**

老朽化が進む公共施設等について、人口減少や少子化・高齢化にともなう利用需要の変化に対応し、中長期的な視点に基づく総合的なマネジメントを推進するため、各個別施設計画の内容を踏まえた公共施設等総合管理計画への改訂を行います。

● 公共施設等の効率的な管理運営

公共施設等の管理運営に当たり、管理コストの縮減に努めるとともに、受益者負担の原則^{※5}に基づき、使用料・利用料等の見直しを進め、サービスと負担のバランスの適正化を図ります。

③ 職員の育成・管理

● 定員適正化計画に基づく職員の適正配置

多様な人材を積極的に登用するとともに、計画的な定員管理を行い、行政課題や市民ニーズに的確に対応しつつ効率的・効果的な行政運営に努めます。

● 柔軟な組織・機構の見直し

社会情勢の変化や行政課題等に適切に対応するため、柔軟な組織・機構の見直しを図ります。

● 計画的な人財育成

情報セキュリティや個人情報の適正な取扱いなど、職務上必要となる基本的事項について職員の認識を高めるとともに、研修受講や資格取得機会を確保し、業務に必要な職員能力の向上に努めます。

● ワーク・ライフ・バランス^{※6}の推進

職員一人ひとりの意識向上と適切な業務管理を行い、時間外勤務の削減を進めるとともに、多様な勤務形態の活用等によりワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
補助金等の当初予算額	4.70 億円 (2019 年度)	4.23 億円 (2024 年度)
公共施設利用における減免適用率	71.1% (2018 年度)	35.0% (2024 年度)
職員の研修受講率	230.4% (2018 年度)	240.0% (2024 年度)

協働の考え方（期待される市民等の役割）

市政に関する関心を高め、市政やまちづくりへの積極的な参加を心がけます。
また、企業や団体等は、自らが有する知見や技術等を行政に生かすよう努めます。

用語説明

※1 ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設等、公共施設の名称に企業の社名や商品ブランド名を付与する権利。

※2 内部統制

業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の 4 つの目的が達成されるよう、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス。

※3 類似団体

全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は人口と産業構造に応じ、一般市を 16 類型に、町村を 15 類型に区分したもので、羽島市は一般市の「Ⅱ－2」に属する。都市類型「Ⅱ－2」は、人口 5 万人～10 万人の一般市で、第 2 次産業就業者と第 3 次産業就業者の合計が全就業者に占める割合が 90%以上で、かつ第 3 次産業就業者が全就業者に占める割合が 65%未満とされ、2018（平成 30）年度は全国で 90 市が該当団体となっている。

※4 RPA

「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。

※5 受益者負担の原則

公共サービスにおいて、その事業によって利益を受ける者が特定できる場合には、受益の度合いに応じた費用負担を受益者に求めるべきであるという考え方。

※6 ワーク・ライフ・バランス

P60 参照。

5 多様な連携推進

(関連する主な SDGs のゴール)



現状（これまでの取り組み）

本市は、岐阜地域の市町と組織する岐阜地域広域圏協議会^{※1}をはじめ、近隣市町村との連携により、産業や福祉等の分野における連携事業や証明書の相互発行など、市民の利便性向上に資する業務の広域化を進めてきました。

さらに、大規模災害発生時の相互応援協定の締結や、本市の地勢、歴史、文化、市民・企業のつながり等を契機とする全国各地の自治体との連携など、共通して抱える課題等に対し、広域的な連携により対応を進めてきました。

また、市が進める施策・事業をより効率的・効果的に推進するため、大学や企業等、多様な主体との連携を図っています。例えば、教育の分野においては、児童生徒の学力向上や教員の資質向上を目的とした取組みを大学や企業と協定を締結し、連携して進めています。

さらに、2018（平成 30）年度には、行政課題の解決に向け、民間企業等の CSR^{※2}を活用するため「羽島市と民間企業等との協働に関する提案募集制度」を設け、民間企業等が有する資源（資金・人材・ノウハウ・アイデア等）と市が持つネットワーク、人的資源等を結び付けることで、地域や経済の活性化や公共サービスの充実、施策の効果的な展開につなげています。

課題

人口減少や少子化・高齢化の進行により、今後、自治体が単独ですべての行政サービスを提供することが困難となります。また、災害対応をはじめとする行政課題の広域化に対応するため、他自治体との連携や役割分担がより一層求められています。

加えて、限られた人的資源や財源等のもと、多様化する行政課題に対応するためには、市民協働はもとより、大学や民間企業等、多様な主体との連携を強化していくことが必要です。

施策の方針

多様化・広域化する行政課題に対応するため、近隣自治体をはじめ、他自治体との機能分担や連携を図ります。

また、行政サービスをより効率的・効果的に実施できるよう、大学や民間企業等との連携・協働を積極的に進めます。

主要施策

① 自治体間連携の推進

●自治体間連携の推進

近隣市町等をはじめとする他自治体と、障がい児に対する発達支援事業やごみ処理建設事業等を一部事務組合により引き続き進めるとともに、消防や福祉部門をはじめとした各分野における連携を進めるなど、機能分担や連携を図り、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

② 大学・企業等との連携推進

●大学との連携推進

調査研究機能を持つ大学と連携し、本市の地域課題の解決に向け多様な人材の育成を図るとともに、地域の活性化に努めます。

●企業との協働推進

「羽島市と民間企業等との協働に関する提案募集制度」により、民間企業等有する資源（資金・人材・ノウハウ・アイデア等）を活用し、多様化する本市の行政課題の解決に取り組みます。

目標指標

指標名	現状値 (基準時点)	目標値 (目標時点)
広域連携事務・事業数	36 件 (2019 年 4 月 1 日)	42 件 (2025 年 4 月 1 日)
民間企業等との連携事業数 (累計)	2 件 (2019 年 3 月 31 日)	10 件 (2025 年 3 月 31 日)

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

市政への関心を高め、市政やまちづくりへの積極的な参加を心がけます。
また、企業や団体等は、自ら有する知見や技術等を行政に生かすよう努めます。

用語説明

※1 岐阜地域広域圏協議会

本市をはじめ、岐阜市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町の 6 市 3 町から構成され、構成市町の相互補完及び相互連携に関する事務等を行っている。

※2 CSR

「Corporate Social Responsibility」の略で、収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任。

羽島市第六次総合計画後期実施計画における目標指標の定義

節	分野	目標指標名	定義
Ⅰ子育て・学び～次世代を育むまち～	1 子育て	妊婦健康診査の受診率	妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査受診券を交付した妊婦のうち、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を受診した妊婦の割合
		保育園・認定こども園の待機児童数	保育園・認定こども園の待機児童数
		病児保育・病後児保育利用件数	病児保育・病後児保育の年間利用件数
		子育て世代包括支援センターへの相談件数	子育て世代包括支援センターに相談のあった年間件数
	2 学校教育	学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	小学6年生及び中学3年生のうち、「学校に行くのが楽しい」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合
		CEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上の英語力を有する中学生の割合	CEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上の英語力を有する中学生の割合
		プログラミング授業の実施の割合	プログラミング的思考を育む授業を実施した学校（小学校・中学校）の割合
		特別支援教育サポーター・障害児介助員数	障がいのある児童生徒に対して、それぞれの状態に応じた支援を行えるように、各校の希望調査をもとに配置する数
		洋式便器の割合が50%以上の学校数	洋式便器の割合が50%以上の学校数
	3 地域教育	コミュニティ・スクールの理解度	コミュニティ・スクールを活用し、学校と地域が協働して教育活動をしていることに対して「よく理解している」と回答した保護者の割合
		放課後子ども教室の開設学校数	市内小学校・義務教育学校での放課後子ども教室の開設学校数
		不登校児童生徒数	不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒の数
		地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小学6年生及び中学3年生のうち、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合
	4 生涯学習	出前講座の実施数	出前講座の年間実施回数
		市民一人当たりの図書館資料貸出数	市民一人当たりの図書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料）年間貸出数
		美術展への来場者数	美術展への来場者数
	5 生涯スポーツ	総合型地域スポーツクラブに加入している人数	総合型地域スポーツクラブに加入している人数
		1日の運動・スポーツ実施時間が30分以上の者の割合	調査対象者のうち、1日の運動・スポーツ実施時間が30分以上の者の割合
		障がい者の週1回以上のスポーツ実施率	調査対象者のうち、週1回以上、スポーツを実施する者の割合

Ⅱ 健康福祉・医療 ～共に支え健やかに暮らすまち～	1 地域福祉	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	羽島市包括支援センターが実施する認知症サポーター養成講座の受講者数の累計
		中核機関設置後の成年後見制度相談件数	中核機関立ち上げ後に機関において相談された年間件数
	2 高齢者福祉	通いの場の運営団体数	羽島市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが支援し、地域住民が主体となって介護予防に取り組む「通いの場」の運営団体数
	3 障がい者福祉	障がい福祉サービス利用者数	年度末時点における障がい福祉サービス支給決定者数
		地域生活支援拠点等の整備カ所数	地域生活支援拠点等の整備カ所数
	4 社会保障	国民健康保険税収納率	国民健康保険税の現年課税分の調定額に対する収納額の割合
		生活困窮者等の就労による収入増加者数	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度利用者における就労及び他法制度における収入増加者数
	5 健康づくり	健康増進等教室参加者数	健康増進等教室の年間参加者数
		特定健康診査受診率	特定健康診査の対象者における健康診査を受診した人の割合
	6 地域医療	市民病院経常収支比率	医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合

Ⅲ産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～	1 農業	認定農業者数	意欲と能力のある農業者が自ら経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村に認定された農業者の数
		担い手への農地集積率	市内の全農地面積のうち、担い手が市内で経営する農地面積の割合
		市特産品目数（農作物）	市特産品として認定した農作物の数
		GAP認証取得経営体数	第三者機関の審査により農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性が確保されていることが確認された経営体の数
	2 商工業	市内卸売・小売業の年間商品販売額	商業統計調査結果における市内の卸売・小売業の年間商品販売額
		従業員一人当たりの製造品付加価値額	工業統計調査結果における従業員一人当たりの製造品付加価値額
		創業支援等事業計画による創業者数	市及び創業支援等事業者（羽島商工会議所、市内金融機関等）の支援を受けて創業した年間人数
		インターンシップ実施事業所数	大学生を対象としたインターンシップを実施した年間市内事業所数
		子育て支援企業認証数	市内に本社を置き、従業員に対する家庭と仕事の両立支援や地域の子育てを支援する企業である「子育て支援企業」に認証した企業数
	3 企業誘致	インター南部地域における立地企業数	岐阜羽島インター南部地域において、地区計画決定後進出した企業数
	4 観光・交流	市観光協会ホームページアクセス数	羽島市観光協会ホームページへのアクセス数
		イベントにおける入込客数	羽島市または羽島市観光協会が主催者として関わる観光イベントの年間入込客数
		休日の滞在人口	携帯電話のネットワークを使用して1時間ごとの滞在時間を推計する統計情報で、指定する地域の指定時間に滞在していた人数の平均値
		美濃菊展出展者数	美濃菊展へ出展した個人・団体数（美濃菊保存会を除く）
		純移動数（累計）（転入者数－転出者数）	羽島市の年間の転入者数と転出者数の差の累計（外国人含む）
		国際交流協会実施講座の参加者数	羽島市国際交流協会主催のイベント、講座等への年間参加者数

IV市民生活・環境～安全・安心、環境にやさしいまち～	1 防災	自主防災組織活動率	自主防災組織のうち自主防災活動を実施した組織の割合
		緊急メール配信システム登録者数	はしメールの登録者（有効利用者）数
	2 治水	逆川2期導水路の整備延長（全延長550m）	逆川2期地区の導水路の整備延長
		消防団・水防団応援事業所数	消防団・水防団の応援事業所数
	3 消防	住宅用火災警報器の維持管理実施率	住宅用火災警報器の設置世帯のうち作動確認を実施した世帯の割合
		消防団員の充足率	消防団員の定員に対する現団員数の割合
		バイスタンダーによる応急手当実施率	救急隊が現場到着時、心肺停止で医療機関へ搬送した傷病者のうち、バイスタンダーCPR（心肺蘇生）が実施されていた割合
	4 交通安全・防犯	交通事故死傷者数	交通事故による年間死傷者数
		刑法犯認知件数	刑法犯の年間認知件数
	5 環境保全	桑原川のBODの年間観測データの75%値（生物化学的酸素要求量）	水質汚濁の目安であるBODが一定の数値を下回っているかどうか
		騒音に係る環境基準（住居地域）	「騒音に係る環境基準」の数値を下回っているかどうか
		不法投棄処理件数	不法投棄の年間処理件数（分別不良含む）
		特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数（累計）	羽島市空家等対策推進協議会において認定した特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数の累計
	6 ごみ・し尿処理	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（燃やせるごみ）	市民一人1日当たりの家庭系ごみ（燃やせるごみ）排出量

V 都市基盤 ～便利で快適なまち～	1 道路	都市計画道路の整備率	都市計画道路の計画延長のうち、整備された延長の割合
		羽島市平方第二土地区画整理事業の道路整備進捗率（着工率）	当該事業地区内の道路整備の工事着工率
		橋梁点検計画に基づく橋梁の点検実施率	橋梁点検計画で予定した橋梁数に対する、点検を実施した橋梁数の割合（5年に1度点検を実施）
		地籍調査の進捗率	公有水面（国が管理する河川等）等を除いた市の総面積に対する、地籍調査に着手または地籍調査と同等の測量成果を有する土地の面積の割合
	2 公共交通	コミュニティバスの年間乗車人数	コミュニティバス路線ごとの年間の乗車人数の合計
	3 公園・広場	市民一人当たりの都市公園面積	市民一人当たりの都市公園の面積
		公園施設長寿命化計画に基づく更新工事の進捗率	公園施設長寿命化計画に基づく更新工事の進捗率
	4 上水道	基幹管路の耐震化適合率	既存の基幹管路のうち、耐震化されている管路の割合
		給水戸数	水道により給水を受けている世帯数
	5 下水道	下水道供用開始区域面積割合	下水道計画区域に対する整備済（供用開始）面積の割合
		水洗化人口	下水道供用開始区域内の下水道使用人口
		経費回収率	汚水処理費（公費負担分を除く）における下水道使用料収入の割合

計画の推進方策	1 市民協働	アダプトプログラム登録数	羽島市公共施設アダプトプログラム（道路や公園などの公共の場所を養子にみため、市民が里親となって美化・清掃等を行い、市が支援する制度）に登録している個人・団体数
		市民活動団体登録数	市民活動を行う団体のうち羽島市市民活動団体登録制度に登録している個人・団体数
	2 男女共同参画	男女共同参画に関する出前講座実施回数	男女共同参画に関する出前講座の年間実施回数
		審議会等委員への女性の登用率	市が所管する各種審議会、委員会等委員における女性の割合
		女性職員の管理職登用率	管理職における女性管理職の割合（消防部門及び病院医療職を除く）
	3 開かれた行政	市公式LINE登録者数	市公式LINEの「友だち」の数
		公開するオープンデータ数	岐阜県共通フォーマットを利用し公開するオープンデータ数
		市民相談件数	市民相談の年間利用件数
	4 行財政運営	補助金等の当初予算額	市に裁量の余地がある補助金・交付金等の当初予算額
		公共施設利用における減免適用率	各公共施設（個人利用施設を除く）の利用申請における減免適用の割合
		職員の研修受講率	職員が1年間に研修を受講した割合（消防部門及び病院部門を除く）
	5 多様な連携推進	広域連携事務・事業数	地方自治法に基づく連携や協定を締結して連携を実施する事務・事業数
		民間企業等との連携事業数（累計）	民間企業等と連携して実施する事業数の累計

羽島市第六次総合計画後期実施計画（案）

2020（令和 2）年 月

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市企画部総合政策課

T E L : 058-392-1111

F A X : 058-394-0025

E-mail : seisaku@city.hashima.lg.jp